

# 平成14年度 商工施策の概要

旭川市商工観光部



旭川市の概要	1	2 工 業	30
1 沿 革	3	【平成 12 年工業統計調査結果】	30
2 自然条件	3	(1) 地場工業育成	30
3 社会条件	5	地域企業育成事業費	30
(1) 交通体系	5	中小企業集積活性化推進事業費	31
(2) 学術研究機関	5	デザインギャラリー及びコレクション館	
4 人口及び世帯数	5	運営管理負担金	31
(1) 人 口	5	旭川ブランド創出支援事業費	32
(2) 世帯数	5	夢のデザイン・発明振興事業費	32
商工部の機構と事務分掌	7	国際家具デザインフェア旭川 2002	
1 機 構	9	開催補助金	33
2 事務分掌	10	新事業創出促進事業費	33
商工施策の方向	13	新産業推進支援事業費	34
1 平成 13 年度商工施策の方向	15	地域企業 I T 推進事業費	34
平成 13 年度予算	17	産・学・官共同研究開発事業費	34
1 旭川市一般会計当初予算	19	(2) 技術基盤	35
2 商工部予算総括	20	工業技術センター設備整備費	35
3 事業費一覧	21	工芸技術指導費	36
商工業の概要及び主要施策	23	特定中小企業集積活性化支援事業	36
1 商 業	25	(3) 産業拠点	37
(1) 小 売 業	25	【旭川工業団地】	37
商業振興育成費	26	【旭川リサーチパーク】	38
旭川平和通買物公園企画委員会補助金		(4) 企業誘致	39
銀座仲見世通り運営委員会補助金		企業誘致費	39
社交飲食感謝フェア事業補助金		旭川市企業誘致推進協議会負担金	
商店街青年部全道大会・旭川大会補助金		旭川リサーチパーク	
商店街サポートセンター支援事業費	27	企業誘致推進協議会負担金	
中心市街地活性化対策費	27	【誘致企業件数】	39
(2) 卸 売 業	28	【業種別立地状況】	40
【卸売業の状況】	28	【進出元地別立地状況】	40
【旭川流通団地】	28	【優遇措置】	41
【旭川物流基地】	29	3 中小企業	42
		【平成 11 年事業所統計調査結果】	42
		【民営事業所の状況】	42
		【企業倒産の推移】	42
		(1) 経営基盤	43
		【商工会議所・商工会一覧】	43

( 2 ) 融資制度	44	観光案内標識整備事業費	55
中小企業振興資金融資事業費	44	観光スポット整備促進事業費	55
【平成 13 年度融資実績】	45	イメージアップ 2 1 推進事業費	55
平成 14 年度 旭川市中小企業融資制度一覧	46	地域観光情報ネットワーク事業費	56
4 地場産品	50	国際観光誘致宣伝事業費	56
( 1 ) 地場産品	50	旭川観光巡り推進事業費	56
( 2 ) 販路拡大	50	観光情報センター整備費	56
地場産品販路開拓推進費	51	フィルムコミッション推進事業費	57
北海道の物産と観光展主催会場負担金		( 2 ) イベントコンベンション	58
バイあさひかわ運動推進協議会補助金		【イベント・コンベンションの開催実績数】	
北海道物産展開催費		イベント推進事業費	59
北のめぐみ交流フェア開催事業費	51	国際観光振興会負担金	
旭川地域産品消費拡大事業		旭川ライブジャム開催補助金	
実行委員会負担金	51	旭川コンベンションビューロー負担金	
商業行政費(経)(貿易振興対策施策)	52	地域活性化推進事業補助金	
(社)北海道国際貿易促進協会負担金		観光イベント推進事業費	59
北海道経済国際化推進会議負担金		旭川夏・冬まつり開催事業費	60
北海道ビジネスセンター負担金		旭川夏まつり開催負担金	
北海道貿易物産振興会負担金		旭川冬まつり開催負担金	
日本貿易振興会		氷彫刻世界大会開催補助金	
北海道貿易情報センター負担金		あさひかわ雪あかり開催補助金	
道北地域旭川地場産業振興センター		北海道音楽大行進開催負担金	61
運営補助金	53	こたんまつり開催負担金	61
家具・工芸品普及拡大事業費	53	氷彫刻振興補助金	62
47 回旭川木工祭 MAKROS 開催補助金		国際氷彫刻競技会派遣費補助金	
旭川陶芸フェスティバル開催補助金		氷彫刻推進補助金	
旭川家具販路開拓事業費	53	社団法人日本青年会議所第 5 1 回	
2001 中小企業テクノ・フェア参加事業		全国会員大会旭川大会開催補助金	62
補助金	53	( 3 ) 観光関連団体	63
5 観 光	54	6 労働福祉	64
( 1 ) 誘致体制	54	( 1 ) 就労の促進	64
観光客誘致宣伝事業費	54	高年齢者労働能力活用事業推進費	64
観光客誘致キャンペーン		(社)旭川市シルバー人材センター	
各種観光客誘致宣伝活動		高年齢者労働能力活用事業費補助金	
観光宣伝印刷物作成		(社)全国シルバー人材センター	
ふるさと宣伝事業費	55	事業協会賛助会員負担金	

(社)北海道シルバー人材センター	4	工業統計	131
連合会賛助会員負担金	5	大規模小売店舗	139
高齡者生活援助サービス事業補助金	66	6 観光客入込数	146
(2) 勤労者の福祉の向上	66	商工関係団体	147
労働基本調査費	66	商工指導機関関係	149
中小企業福祉事業費補助金	66	商業関係	149
勤労者資金貸付事業費	67	商店街振興組合関係	149
(3) 人材の確保と育成	69	工業関係	150
技術者等人材確保推進事業費	69	観光関係	151
旭川能力開発学院運営費補助金	70	技能・労働関係	151
ものづくり技能者育成支援事業費	71	金融関係	152
ものづくり技能伝承活動推進補助金			
技能イベント開催補助金			
商工部関係施設	75		
1 工芸センター	75		
2 工業技術センター	78		
3 旭山動物園	81		
4 小売市場	83		
5 (財)道北地域旭川地場産業振興センター	85		
6 観光案内所	87		
商工業関係条例・規則	89		
旭川市中小企業等振興条例	91		
旭川市中小企業等振興条例施行規則	95		
旭川市工業等振興促進条例	100		
旭川市工業等振興促進条例施行規則	104		
商工関係付属機関等	107		
1 旭川市中小企業等審議会	109		
2 旭川市工芸センター運営委員会	110		
3 旭川市工業技術センター運営委員会	111		
統計資料	113		
1 産業別就業者数	115		
2 事業所統計	116		
3 商業統計	121		



# 旭川市の概要





# 1 沿 革

旭川市の歴史は、明治 23 年 9 月 20 日上川郡に旭川、神居、永山の 3 村が置かれたことに始まる。明治 18 年、司法大輔岩村通俊卿らが近文山に登り、「この地は西京（現在の京都）に類して規模も大きく、周囲の重畳なる山河は景趣に富み、北海道開発の枢要の地として極めて重要であり、他日“北京の地”となるであろう。」と賞賛された国見によって上川地方の優れた地勢や素晴らしい自然が広く世に紹介され、やがて上川開発が決定的なものとなり、旭川村の誕生へと進んだ。

明治 24 年から屯田兵が入植し、うっそうたる大地に開拓の鋤が入れられた。以来、明治 31 年に上川鉄道が開通、同 34 年には旧第七師団司令部が札幌から移駐するなど開拓政策の進行に従って人口の増加、市街地の拡大などにより、都市としての基盤整備が進み、大正 11 年 8 月市制の施行を見るに至った。

昭和 20 年の終戦とともに「軍都から産業都市へ」と脱皮し、終戦間もない昭和 25 年に開催された「北海道開発大博覧会」は、混迷と激動を続けていた世相に明るさをもたらすとともに、地場産業の活性化を促す画期的な催しとなった。

昭和 30 年から近隣町村との合併が進み、同 45 年には人口 30 万人、同 58 年には人口 36 万人を超え、札幌に次ぐ北海道第 2 の都市となった。また、昭和 41 年旭川空港が開港、同 57 年からはジェット機が就航し、平成 9 年 2 月には、2,500m 滑走路が供用開始されるなど、先人の強靱なバイタリティと不屈のパイオニア精神をしっかりと受け継ぎながら、北海道の拠点都市として着実な発展を遂げている。

21 世紀を迎えた今日、「水と緑に輝く北の拠点・旭川」の新たな創造に向け、市民主体のまちづくりを基本としながら、誇りと喜びを実感できる質の高いまちづくりを進めているところである。

## 2 自然条件

旭川市は、東経 142 度 22 分、北緯 43 度 46 分（市役所位置）にあり、北海道のほぼ中央部に位置している。東は上川郡当麻町に接し、西南は美瑛川を隔てて美瑛町に連なり、北は鷹栖町、比布町及び幌加内町に接している。

面積は 747.60 k<sup>2</sup> を擁し、全国の市の中では 9 番目の広さと広大である。

地形は、海面上約 111 m（市役所位置）で、地勢は一般に平坦である。秀麗大雪を望む上川盆地の中心で、大雪山連峰を水源とする石狩川が市の中央部を貫流し、牛朱別川、忠別川、美瑛川と合流する川のまちであり、北海道自然博物館といえる神居古潭の景勝をつくっている。

気候は、上川盆地の中心部に位置することから、典型的な内陸型気象条件を有しており、夏には気温が 30 度を超える反面、厳冬期には氷点下 20 度を超える日もあり、その差が約 50～60 度に達するなど、極めて四季の変化に富んだ地域であるが、有感地震、風水害とも極く稀である。

また、降雪期間は年間約 150 日に及んでおり、典型的な北方地域としての特性を持っている。

### 【位 置】

方位	経 度	緯 度	旭川市役所の位置
最 東 端	142° 44' 46" 6	43° 41' 08" 3	東 経 142° 22' 04"
最 西 端	142° 09' 00" 0	43° 53' 53" 6	北 緯 43° 46' 07"
最 南 端	142° 19' 32" 4	43° 32' 29" 2	標 高 約 111 m
最 北 端	142° 14' 59" 4	43° 57' 11" 9	

【市域の推移】

年 次	面積(k m <sup>2</sup> )	変 遷
大正 11(1922). 8. 1	22.23	市制施行
昭和 7(1932).11. 1	26.54	永山村一部編入(新旭川)
17(1942). 9.10	32.28	東旭川村一部編入(豊岡・東光・東町)
25(1950). 4. 1	34.43	東神楽村一部編入(旭神町)
26(1951). 4. 1	42.79	東鷹栖村一部編入(末広町)
30(1955). 4. 1	364.77	神居村・江丹別村合併
36(1961). 4. 1	394.96	永山町合併
38(1963). 8.15	553.85	東旭川町合併
43(1968). 3. 1	680.64	神楽町合併
46(1971). 3. 2	749.42	東鷹栖町合併
平成元(1989).11.10	747.72	測量法に基づく基本測量(国土地理院)
2(1990).10.20	747.45	地形図の修正(国土地理院)
5(1993). 9.30	747.44	地形図の修正(国土地理院)
7(1995). 8.10	747.53	地形図の改測(国土地理院)
8(1996). 8.10	747.60	地形図の改測(国土地理院)

【気象の概況】

年 次	気 温 (。C )			降水量 ( mm )	最深積雪 ( cm )	風 速 (m/s)		有感地震 ( 回 )
	平均	最高	最低			平均	最大	
昭和 63 年	6.5	34.1	- 23.6	1,078.0	116	1.8	9.5	2
平成 元年	7.6	36.0	- 20.9	1,059.5	93	1.8	8.3	1
2	8.2	33.7	- 27.7	1,054.0	74	1.8	10.0	1
3	7.5	31.2	- 22.6	1,004.5	72	1.8	9.2	3
4	6.8	31.0	- 20.6	1,272.5	95	1.8	8.4	1
5	6.8	32.1	- 17.7	988.0	80	1.8	9.2	3
6	7.5	34.5	- 24.9	1,206.5	125	1.9	9.5	3
7	7.4	32.2	- 24.1	1,042.0	70	1.7	10.6	2
8	6.5	31.9	- 20.4	1,110.0	97	1.7	8.3	0
9	7.2	34.6	- 19.5	927.0	112	1.7	9.1	1
10	6.9	31.2	- 25.0	1,166.5	81	1.8	9.1	0
11	7.4	34.3	- 20.4	1,027.5	136	1.9	8.7	1
12	6.8	35.3	- 24.9	1,538.0	112	1.8	10.0	2
13	6.2	30.7	- 25.6	1,226.5	112	1.9	8.6	2

(資料：旭川地方気象台)

## 3 社会条件

### (1) 交通体系

旭川市は、北海道の交通の主軸を形成する鉄道（JR 4 線）や幹線道路（主要国道 4 本）の要となる結節点に位置しており、北北海道の経済活動を担う重要な役割を果たしている。

北海道縦貫自動車道の旭川鷹栖～和寒間が平成 12 年 10 月に開通し、一般国道自動車専用道路も、オホーツク海側と連絡する旭川・紋別自動車道や日本海側と連絡する深川・留萌自動車道の整備が進められている。

また、旭川市中心部から南東約 16Km の位置に旭川空港（第 2 種空港）があり、滑走路拡張整備により、平成 9 年 2 月には 2,500m（幅 60m）滑走路の供用が開始、現在、東京へ 1 日往復 7 便（11～5 月は 6 便）、大阪へ往復 1 便（7～8 月は 2 便）、名古屋へ往復 1 便の定期便が運行しているほか、平成 10 年 3 月から函館（1 日往復 2 便）、釧路（同 1 便）への通勤便が、また平成 11 年 6 月からは新潟直行便（6～9 月の季節運航、隔日で 1 日往復 1 便）が就航するなど、航空ネットワークも一層の充実をみせている。

### (2) 学術研究機関

市内には国立大学、私立大学等の高等教育機関が多く設立されている。

国立では旭川医科大学、北海道教育大学旭川校、旭川工業高等専門学校があり、私立では旭川大学、旭川大学女子短期大学部、北海道東海大学、旭川大学情報ビジネス専門学校等がある。

また、中小企業のための人材養成専門機関として中小企業大学校旭川校が、就業者の職業能力開発機関として雇用能力開発機構旭川職業能力開発促進センター、北海道立旭川高等技術専門学院がそれぞれ設置されている。

公設試験研究機関も、学術教育・文化等の拠点性を反映して、多彩な機関で構成されており、市立の旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、旭川市農業センターのほか、国立旭川工業高等専門学校生産システム実験センターや北海道立林産試験場などがあり、平成 14 年度には旭川リサーチパークに北海道立北方建築総合研究所（旧 北海道立寒地住宅都市研究所）が建設され、地域企業と各種機関との共同研究開発などに一層進展が図られているところである。

## 4 人口及び世帯数

### (1) 人口

平成 13 年 9 月末日現在、363,243 人（ピーク時は昭和 61 年の 365,311 人）となっている。

戦後の周辺市町村の合併や高度経済成長の影響で高い増加率を示したが、第 2 次オイルショック以降伸び率は鈍化し、世帯数の伸びに比べ人口は低迷している状況にある。これは、出生率の急激な低下（少子化）と社会動態の減少が続いているためと考えられる。

### (2) 世帯数

平成 13 年 9 月末日現在、158,538 世帯で昭和 61 年の 133,227 世帯と比べて 19.0% の増となっている。

1 世帯あたり人員は昭和 25 年の 4.87 人以降一貫して減少を続け、平成 13 年は 2.29 人となっている。

1 世帯あたり人員が減少している背景としては、世帯の核家族化の進行と単身世帯の増加などが考えられる。

【人口・世帯数の推移】

(各年9月末日現在)

年次	人口(人)			世帯数	1世帯あたり 人員
	総数	男	女	(世帯)	(人)
昭和63年	364,401	175,692	188,709	135,495	2.69
平成元	363,704	175,043	188,661	136,710	2.66
2	362,453	174,114	188,339	137,921	2.63
3	361,631	173,389	188,242	139,523	2.59
4	361,736	173,070	188,666	141,208	2.56
5	362,176	172,944	189,232	142,962	2.53
6	362,908	173,194	189,714	144,978	2.50
7	362,959	172,898	190,061	146,674	2.47
8	364,084	173,314	190,770	149,078	2.44
9	364,813	173,629	191,184	151,306	2.41
10	364,845	173,430	191,415	153,339	2.38
11	364,834	173,303	191,531	155,081	2.35
12	364,093	172,783	191,310	156,991	2.32
13	363,243	172,163	191,080	158,538	2.29

(資料：住民基本台帳)

【人口動態の推移】

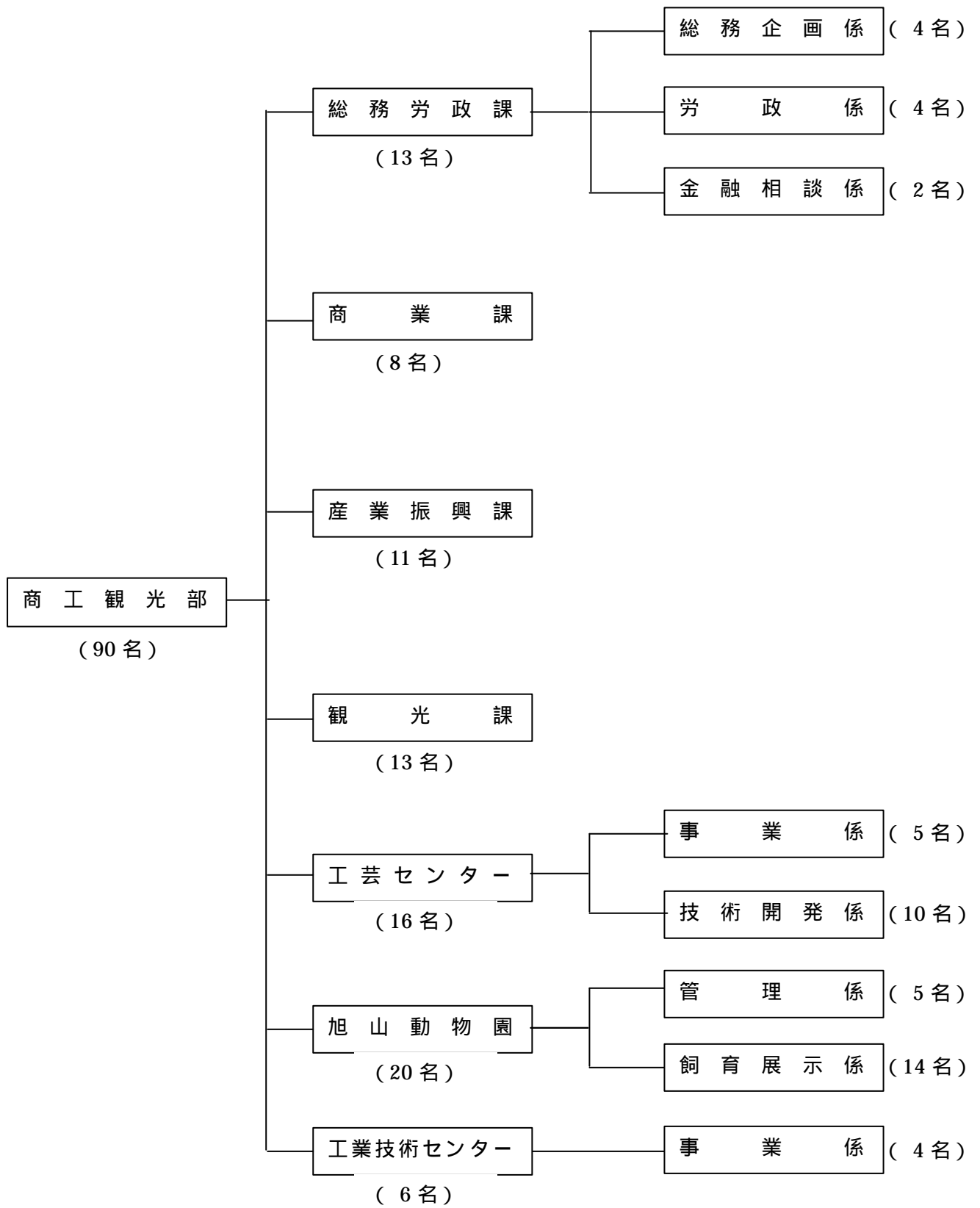
年次	自然動態(人)			社会動態(人)			増減人口 (人)
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
昭和63年	3,654	2,158	1,496	17,756	19,644	1,888	392
平成元	3,415	2,112	1,303	17,724	19,979	2,255	952
2	3,362	2,187	1,175	17,218	19,664	2,446	1,271
3	3,270	2,269	1,001	17,253	18,942	1,689	688
4	3,230	2,340	890	17,056	17,836	780	110
5	3,163	2,321	842	17,080	17,304	224	618
6	3,233	2,352	881	16,578	16,761	183	698
7	3,126	2,434	692	16,312	16,825	513	179
8	3,032	2,503	529	16,467	16,004	463	992
9	3,020	2,534	486	16,309	16,252	57	543
10	3,128	2,574	554	15,395	15,994	559	5
11	2,944	2,780	164	15,094	15,426	332	168
12	2,931	2,614	317	15,199	16,155	956	639
13	3,000	2,704	296	14,833	15,694	861	565

(資料：住民基本台帳)

# 商工観光部の機構と事務分掌



# 1 機 構 (平成14年4月1日現在)



## 2 事務分掌

### 総務労政課

- 【総務企画係】
  - ・ 商工業振興のための企画及び総合調整に関すること
  - ・ 商工業育成のための情報収集及び調査分析に関すること
  - ・ 商工業指導団体等に関すること
  - ・ 中小企業等審議会に関すること
- 【労政係】
  - ・ 雇用及び労働事情の調査分析に関すること
  - ・ 労働者の福祉に関すること
  - ・ 職業訓練に関すること
  - ・ 労働相談に関すること
  - ・ 労働関係機関との連絡調整に関すること
- 【金融相談係】
  - ・ 商工業の金融相談，調査及びあっせんに関すること
  - ・ 金融関係機関との連絡調整に関すること

### 商業課

- ・ 商業及び貿易の振興に関すること
- ・ 流通対策の総合調整に関すること
- ・ 地場産品の販路拡大に関すること
- ・ 中小企業及び団体の支援及び相談に関すること
- ・ 公設小売市場に関すること

### 産業振興課

- ・ 工業の振興に関すること
- ・ 中小企業及び団体の支援及び相談に関すること
- ・ 特定事業の集積促進に関すること。
- ・ 工業用地及び周辺環境の整備に関すること。
- ・ 企業誘致及び既存企業の適地誘導に関すること。
- ・ 産業デザインの振興に関すること
- ・ 産業デザインに係る団体の支援に関すること
- ・ 新産業の育成及び振興に関すること
- ・ 新事業創出の支援に関すること
- ・ 産業支援基盤の整備に関すること
- ・ 産業関連情報の収集及び提供に関すること

### 観光課

- ・ 観光事業の振興，企画及び調査統計に関すること
- ・ 観光資源・施設に関すること
- ・ 観光関係業者の指導育成に関すること
- ・ 観光案内所に関すること
- ・ 観光客の誘致，宣伝に関すること
- ・ 旭川観光大使に関すること
- ・ 観光団体に関すること
- ・ 観光諸行事の推進に関すること
- ・ イベント及びコンベンションの推進に関すること



## 工芸センター

- 【事業係】
  - ・ 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集・提供及び相談に関する事
  - ・ 展示会，講習会の開催に関する事
  - ・ 施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関する事
  - ・ 諸収入金の調定及び徴収に関する事
  - ・ 試作品の原価計算に関する事
  - ・ 物品の出納保管に関する事
  - ・ 文書の收受発送及び保管に関する事
- 【技術開発係】
  - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の設計及び意匠に係る調査，研究及び指導に関する事
  - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の試作並びに特殊加工技術に係る調査，研究及び指導に関する事
  - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の生産加工技術に係る調査，研究及び指導に関する事
  - ・ 関連業界の技術者の養成指導に関する事
  - ・ 展示会，講習会等の開催に係る技術指導に関する事

## 旭山動物園

- 【管理係】
  - ・ 動物園の総合的運営計画に関する事
  - ・ 施設の使用許可に関する事
  - ・ 入園料，使用料に関する事
  - ・ 公印看守に関する事
  - ・ 文書の收受・発送及び保管に関する事
  - ・ 施設の維持，管理に関する事
  - ・ 庁用物品の管理に関する事
  - ・ 教育活動に関する事
- 【飼育展示係】
  - ・ 動物の飼育及び展示に関する事
  - ・ 動物の健康管理に関する事
  - ・ 動物舎の管理に関する事
  - ・ 動物の調査・研究教育活動に関する事
  - ・ 動物の飼料に関する事

## 工業技術センター

- 【事業係】
  - ・ 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関する事
  - ・ 新技術の普及指導に関する事
  - ・ 製品開発及び共同研究に関する事
  - ・ 生産加工技術の研究及び指導に関する事
  - ・ 技術研修，講習会等の開催に関する事
  - ・ 技術情報の収集及び提供に関する事
  - ・ 各種事業の企画及び実施に関する事
  - ・ 研修生の指導に関する事
  - ・ 機械金属工業関係団体の指導育成に関する事
  - ・ 委員会に関する事
  - ・ その他工業技術センターに関する事



# 商工施策の方向



# 1 平成 14 年度商工施策の方向

本市の経済状況は、個人消費が依然低迷しており、有効求人倍率も約 0.3 倍となお低い水準で推移している。また、大型倒産の発生など予断を許さない状況であるなど、個人消費動向、雇用状況、企業業績を取り巻く状況は、依然として先行き不透明な厳しい状況である。

このため、本市としても独自の経済対策を実施してきたところであるが、今後も引き続き、その継続実施が必要であると考えらるものである。

平成 14 年度は、まず融資制度において融資の促進を図るため、平成 13 年度に開始した無担保無保証融資や信用保証料補給制度を継続拡大し市内中小企業の経営力の強化を図りつつ、雇用を促進するための緊急地域雇用対策事業を実施し、併せて国際家具デザインフェアを支援し、販路拡大など、即効性のある施策に取り組んでいく。

長期的な視点からの施策としては、産・学・官共同研究開発の支援、情報通信関連技術の活用に係わる人材育成、技術開発支援による IT 化推進及び情報関連産業の育成や、食品関連事業者が連携してブランドイメージ向上を図る事業への支援、その他関係機関との連携のもとに起業家支援、相談、コーディネート、情報提供など、創造的な地場産業の育成、支援に努め、また買物公園、銀座商店街など都心部の魅力を高めるとともに地域商店街の活性化を推進していく。

さらに、旭川観光の魅力をアピールし観光客の通年化、滞在化を促進するため首都圏でのイメージアップ戦略の強化、市内循環バスの運行、観光情報ネットワーク構築、観光情報センターの整備など、旭川観光の振興に努め、また旭山動物園では、動物園の施設整備として、ホッキョクグマ館の整備のほかアザラシ舎設計など、市民が楽しく憩い、自然に親しむ日本最北の魅力のある動物園としての整備を図る。

これらの施策と既存の施策の一体的推進により、本市経済の活性化と自立した地域経済の形成に努めていくものである。



# 平成 14 年度予算





# 1 旭川市一般会計当初予算

【歳入】

(単位：千円・%)

科 目		平成 14 年度	平成 13 年度	増減	前年比
1	市税	41,200,000	42,100,000	900,000	97.86%
2	ゴルフ場利用税交付金	48,000	55,000	7,000	87.27%
3	自動車取得税交付金	532,000	624,000	92,000	85.26%
4	国有提供施設等 所在市町村助成交付金	107,000	100,000	7,000	107.00%
5	地方特例交付金	1,360,000	1,434,000	74,000	94.84%
6	地方交付金	34,770,000	36,780,000	2,010,000	94.54%
7	交通安全対策特別交付金	85,000	89,000	4,000	95.51%
8	地方譲与税	1,483,000	1,642,000	159,000	90.32%
9	利子割交付金	596,000	1,224,000	628,000	48.69%
10	地方消費税交付金	3,623,000	3,804,000	181,000	95.24%
11	分担金及び負担金	1,208,886	1,490,605	281,719	81.10%
12	使用料及び手数料	2,829,768	3,407,276	577,508	83.05%
13	国庫支出金	24,266,407	22,316,141	1,950,266	108.74%
14	道支出金	2,977,435	2,841,394	136,041	104.79%
15	財産収入	147,247	187,417	40,170	78.57%
16	寄附金	38,851	41,401	2,550	93.84%
17	繰入金	2,790,000	1,009,000	1,781,000	276.51%
18	繰越金	1	1	0	100.00%
19	諸収入	30,892,305	37,327,065	6,434,760	82.76%
20	市債	19,065,100	18,987,700	77,400	100.41%
合 計		168,020,000	175,460,000	7,440,000	95.76%

【歳出】

(単位：千円・%)

科 目		平成 14 年度	平成 13 年度	増減	前年比
1	議会費	510,580	533,345	22,765	95.73%
2	総務費	5,497,908	6,325,768	827,860	86.91%
3	民生費	38,118,297	40,311,024	2,192,727	94.56%
4	衛生費	15,517,743	17,985,715	2,467,972	86.28%
5	労働費	449,848	434,762	15,086	103.47%
6	農林水産業費	2,555,055	2,287,911	267,144	111.68%
7	商工費	20,593,867	22,927,422	2,333,555	89.82%
8	土木費	29,487,751	30,128,718	640,967	97.87%
9	消防費	1,041,648	823,342	218,306	126.51%
10	教育費	9,058,904	8,589,943	468,961	105.46%
11	災害復旧費	2,000	2,700	700	74.07%
12	公債費	19,136,399	18,949,350	187,049	100.99%
13	職員費	26,000,000	26,110,000	110,000	99.58%
14	予備費	50,000	50,000	0	100.00%
合 計		168,020,000	175,460,000	7,440,000	95.76%

## 2 商工観光部予算総括

(単位：千円)

款・項・目	平成14年度	平成13年度	増減	前年比
5 労働費	274,057	326,760	52,703	83.87%
1 労働費	274,057	326,760	52,703	83.87%
1 労政費	256,513	324,052	67,539	79.16%
2 緊急地域雇用対策費	17,544	2,708	14,836	647.86%
7 商工費	20,593,867	22,920,060	2,326,193	89.85%
1 商工費	20,593,867	22,920,060	2,326,193	89.85%
1 商業振興費	19,638,039	21,963,475	2,325,436	89.41%
2 工業振興費	203,799	178,635	25,164	114.09%
3 企業誘致費	6,320	10,073	3,753	62.74%
4 観光費	191,019	217,180	26,161	87.95%
5 工芸センター費	110,607	122,731	12,124	90.12%
6 工業技術センター費	53,748	56,426	2,678	95.25%
7 公設小売市場費	1,021	7,034	6,013	14.52%
8 動物園費	389,314	364,506	24,808	106.81%
労働費 + 商工費	20,867,924	23,246,820	2,378,896	89.77%
動物園事業特別会計	1,336,249	718,009	618,240	186.10%
市予算（一般会計）	168,020,000	175,460,000	7,440,000	95.76%

### 3 事業費一覧

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事業費	掲載 ページ
労 政 費	労働行政費 【経常費】	11,828	
	高年齢者労働能力活用事業推進費	17,692	64
	技術者等人材確保推進事業費	1,922	69
	労働基本調査費	270	66
	中小企業福祉事業費補助金	32,371	66
	勤労者資金貸付事業費	189,530	67
	旭川能力開発学院運営費補助金	400	70
	ものづくり技能者育成事業費	500	71
	高齢者生活支援サービス事業費補助金	新 2,000	66
	観光イベント推進事業費	新 4,301	
	貯水槽水道現況調査事業費	新 13,243	
	商 業 振 興 費	振興行政費 【経常費】	45,163
商業行政費 【経常費】		4,533	
金融相談行政費 【経常費】		317	
公の施設（産業会館）建設基金積立金		14	
商業振興育成費		6,690	26
中小企業振興資金融資事業費		19,503,422	44
地場産品販路開拓推進費		4,400	51
道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金		57,600	53
旭川地域産品消費拡大事業実行委員会負担金		2,500	51
商店街サポートセンター支援事業費		8,000	27
中心市街地活性化対策費		新 1,400	27
北のめぐみ交流フェア開催事業費		新 4,000	51
工 業 振 興 費	工業行政費 【経常費】	888	
	産業デザイン行政費 【経常費】	462	
	地域企業育成事業費	8,364	30
	中小企業集積活性化推進事業費	572	31
	旭川ブランド創出支援事業費	1,191	32
	デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	33,615	31
	デザイン振興基金積立金	437	
	新事業創出促進事業費（旧 頭脳立地構想推進費）	63,338	33
	夢のデザイン発明振興事業費	1,000	32
	新産業推進支援事業費	62,391	34
	地域企業 IT 推進事業費	10,429	34
	産・学・官共同研究開発事業費	新 1,112	34
	国際家具デザインフェア 2002 開催補助金	新 20,000	33

(単位：千円)

区 分	事 業 名	事業費	掲載 ページ
企業誘致費	企業誘致費	6,320	39
観 光 費	観光振興行政費 【経常費】	12,195	
	誘致宣伝行政費 【経常費】	2,026	
	観光客誘致宣伝事業費	17,138	54
	ふるさと宣伝事業費	983	55
	観光案内標識整備事業費	459	55
	氷彫刻振興補助金	1,800	62
	イベント推進事業費	21,435	59
	旭川夏・冬まつり開催事業費	72,800	60
	北海道音楽大行進開催負担金	3,500	61
	こたんまつり開催負担金	1,000	61
	国際観光誘致宣伝事業費	5,214	56
	イメージアップ 21 推進事業費	4,080	55
	地域観光情報ネットワーク事業費	539	56
	旭川観光巡り推進事業費	20,000	56
	観光スポット整備促進事業費	800	55
	(社)日本青年会議所第 51 回全国会員大会旭川大会開催補助金	新 15,000	62
	フィルムコミッション推進事業費	新 3,550	57
観光情報センター整備費	新 8,500	56	
工芸センター費	施設管理費 【経常費】	93,015	
	木工芸指導行政費 【経常費】	2,122	
	窯業指導行政費 【経常費】	544	
	工芸技術指導費	2,542	36
	特定中小企業集積活性化支援事業	5,884	36
	家具・工芸品普及拡大事業費	1,500	53
	旭川家具販路開拓事業費	5,000	53
工業技術センター費	施設管理費 【経常費】	15,293	
	技術指導行政費 【経常費】	13,511	
	工業技術センター設備整備費	24,567	35
	工業技術センター公用車更新費	377	
公設小売市場費	施設管理費 【経常費】	1,021	
動物園費	動物園事業特別会計繰出金	389,314	

「新」平成 14 年度新規事業

## 商工業の概要及び主要施策



# 1 商 業

本市の商業は、交通の要衝にあるという立地条件から道内及び本州方面を結ぶ流通拠点として発展してきている。

平成 11 年の商業統計調査によると、商店数は 4,928 店で前回の調査(平成 9 年)に比べて 3.0%(155 店)減少、従業員数は 39,451 人で 0.4%(170 人)の増、年間商品販売額は 1 兆 5,655 億円で 8.3%(1,411 億円)減少と商業活動の変化をうかがわせる結果となった。

## 【平成 11 年商業統計調査結果】

	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	4,928	39,451	1,565,472
卸 売 業	1,460	13,967	1,071,723
小 売 業	3,468	25,484	493,749
前回増減	3.0%	0.4%	8.3%
全道シェア	6.8%	7.2%	7.0%

平成 11 年度商業統計調査による

## (1) 小 売 業

平成 11 年の商業統計調査において小売業の従業者数は 25,484 人と、前回(平成 9 年)と比較して 5.7% 増加している。

しかし、商店数は 3,468 店と前回調査より 3.7%減、とりわけ個人商店の減少が大きいく、また年間商品販売額も 4,937 億円と前回調査より 3.2%減となっている。

また、郊外への大型店の出店が顕著であり、前回と比較して 9 店増加し、市内環状線などの整備も進み、ディスカウントの時流もあってロードサイド店の郊外集積が進んでいる。特に、市内永山環状線沿いなど郊外地区の商業集積が顕著であり、中心商店街をはじめ既存商店街への影響は大きい。

既存商店街においては消費者の本物志向、モータリゼーションといった時代認識を持ち、活性化構想・計画の策定事業に積極的に取り組み、中心商店街の買物公園では、街路空間整備、商店街カードなどのソフト事業を、一方、地域商店街においても地域特性を意識し、住民に支持されるソフト事業、小規模ながらも魅力的な商業集積づくりを実現していく活性化構想・計画の策定など各種事業を展開してきている。

行政としては平成 6 年度に「旭川市小売商業活性化ビジョン」を策定し、その実現に向けて支援している。

## 【小売業の状況】

	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	3,468	25,484	493,749
前回増減	3.7%	5.7%	3.2%
全道シェア	6.4%	6.8%	6.9%

## 商業行政費（経常費）

### 旭川市商店街振興組合連合会補助金（予算額 2,400 千円）

商業環境の変化に対応した商店街活動に向けた調査研究,情報収集,研修等の事業への一部助成

支出先 旭川市 4 条通 7 丁目 4・7 ビル 2F  
旭川市商店街振興組合連合会 理事長 北口 正一

## 商業振興育成費

【目的】 道北の商業拠点としての中心商店街の充実を図るとともに,飲食業等の活性化事業への支援を行い,商業活動の振興と豊かな消費生活に寄与する。

【始期】 平成 11 年度

【予算額】 6,690 千円

### 【事業概要】

#### 旭川平和通買物公園企画委員会補助金（予算 5,500 千円）

旭川平和通買物公園の企画,運営並びに買物公園内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し,市民の広場としての機能の充実,地域コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市 4 条通 7 丁目 4・7 ビル 2F  
旭川平和通買物公園企画委員会 委員長 大西 勝一

#### 銀座仲見世通り運営委員会補助金（予算 550 千円）

銀座仲見世通りの企画,運営並びに仲見世通り内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し,市民の広場としての機能の充実,コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市 3 条通 15 丁目 銀ビル 7 階  
銀座仲見世通り運営委員会 委員長 宮口 幸治

#### 社交飲食感謝フェア事業補助金（予算 300 千円）

市内飲食店が,にぎわいの創出や集客力の増強等のため,利用者を対象とした事業活動を通して,飲食業界の活性化を図る。

支出先 北海道社交飲食生活衛生同業組合  
社交飲食感謝フェア実行委員会 実行委員長 山崎 博幸

#### 商店街青年部全道大会・旭川大会補助金（予算 90 千円）

全道から商店街青年部員が集い,厳しい環境にある商店街の方向性について研究する本大会を支援することで,本市商店街の振興を図る。

支出先 旭川市 4 条通 7 丁目 4・7 ビル 2F  
旭川市商店街振興組合連合会 理事長 北口 正一

（商業課）



## 商店街サポートセンター支援事業費

【目 的】 商店街が横断的な連携のもとに組織する「商店街サポートセンター」の活動を支援し、地域生活の核である商店街の活性化を推進する。

【始 期】 平成 13 年度

【予 算 額】 8,000 千円

【事業概要】

- ・名 称 旭川商店街サポートセンター
- ・事 務 局 旭川市商店街振興組合連合会
- ・組織構成 市内の商店街、関係団体等が構成員となって設立する任意団体
- ・事業内容 商店街が取り組む各種事業への支援  
その他、商店街活性化に資する事業の推進

( 商業課 )

## 中心市街地活性化対策費

【目 的】 買物公園、銀座商店街等、中心部における商業集積の相対的低下、都心部の居住人口の減少、郊外大型店の立地増等による中心市街地の活力低下に対応し、旭川市中心市街地活性化基本計画に基づく市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進を図る。

【始 期】 平成 11 年度

【予 算 額】 1,400 千円

【事業概要】 まちづくりあさひかわ推進協議会補助金（予算 300 千円）  
活性化事業の調整や合意形成を図るため、旭川商工会議所等により設置される「まちづくりあさひかわ推進協議会」への助成を行う。

( 商業課 )

## (2) 卸 売 業

本市の卸売業は、北北海道の集散地としての機能が発達したことから、農畜水産物及び生産資材分野のウェイトが高い。

平成 11 年の商業統計調査によると、商品販売額は飲食料品が全体の 44.2%と最も多く、次いで建築材料・鉱物・金属材料等が 19.2%，機械器具が 18.6%となっている。

近年、規制緩和や流通取引の透明化等による業態の多様化や価格競争等、卸売業を取り巻く環境が一段と厳しさを増してきている。

本市においても、大手卸やメーカーによる系列化が進む一方、ディスカウントやコンビニエンス等、多様な小売業態が急速に進展していることから、きめ細やかなリテールサポートやローコスト化による物流の効率化が求められている。

こうした状況において、地域卸売業を支援するため、進展する高速交通体系や多様化する消費者ニーズに対応した施設設備の受け皿として、物流基地構想を推進していくとともに地域卸売業の中核的役割を担っている卸売市場の再整備を図っていく。

### 【卸売業の状況】

	商店数(店)	従業者数(人)	年間商品販売額 (百万円)
総 数	1,460	13,967	1,071,723
前回増減	1.6%	7.9%	10.4 %
全道シェア	8.3%	8.2%	7.1 %

### 商業行政費(経常費)

#### 旭川卸商連盟補助金(予算額 500 千円)

本市卸売業界の連携強化、経営合理化及び総合的改善発展を進める卸商連盟の事業運営への一部助成

支出先 旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所内  
旭川卸商連盟 会長 工藤 善美

### 【旭川流通団地】

概 要	事業主体	旭川市
	開発手法	旭川市施行土地区画整理事業 (株)旭川振興公社直轄事業
	造成年度	基盤造成 昭和 43～48 年度,企業誘導 昭和 43～52 年度
	位 置	旭川市流通団地 1～4 条 2～5 丁目,永山町 6 丁目
	団地面積	公共用地 184,100 m <sup>2</sup>
		(道路) (164,400 m <sup>2</sup> )
		(公園) (19,700 m <sup>2</sup> )
	宅 地	680,900 m <sup>2</sup>
	(卸売市場・関連)	(115,000 m <sup>2</sup> )
	(通運・倉庫・トラック)	(60,900 m <sup>2</sup> )
	(卸商業団地)	(380,300 m <sup>2</sup> )
	(製造業団地)	(80,000 m <sup>2</sup> )
	(関連施設団地)	(44,700 m <sup>2</sup> )
	流通団地 計	865,000 m <sup>2</sup>
	J R 貨物駅・ヤード 計	485,000 m <sup>2</sup>
	合 計	1,350,000 m <sup>2</sup>

## 【旭川物流基地】

概 要	事業主体	(株)旭川北インター開発公社
	開発手法	土地区画整理事業(個人施行)
	造成年度	平成7~8年度
	位 置	旭川市東鷹栖4線10号
	団地面積	288,255 m <sup>2</sup>
		公共用地 64,268 m <sup>2</sup>
		(道路 46,383 m <sup>2</sup> )
		(公園 11,990 m <sup>2</sup> )
		(調整池等 5,895 m <sup>2</sup> )
		宅 地 223,987 m <sup>2</sup>
取組経過	平成 2年度	物流拠点需要実態調査
	平成 3年度	物流拠点需要実態調査(ヒアリング調査・市) 基礎調査((財)北海道地域総合振興機構) 委託先 (財)北海道物流システム開発研究センター
	平成 4年度	旭川物流基地整備基本計画策定(市)
	平成 5年度	旭川物流基地整備実施計画策定(市)
	平成 6年度	関係官庁との協議・調整及び事業主体の設立支援
	平成 7年度	農用地区域除外,市街化区域編入等 土地区画整理事業認可,工事着手
	平成 8年度	工事完了,売買契約開始
	平成 9年度	売買契約,第2工区以降に向けた需要調査
	平成 10年度	第2工区以降に向けた需要調査
	平成 11年度	第2工区以降に向けた需要調査
	平成 12年度	第2工区以降に向けた需要調査
	平成 13年度	第2工区以降に向けた需要調査

(商業課)

## 2 工 業

平成 12 年の工業統計調査によると、事業所数は 639 事業所で前年の調査に比べて 3.3%(22 事業所)の減、従業者数は 13,720 人で 5.6%(815 人)の減、製造品出荷額等も 2,453 億 6,355 万円で 3.1%(78 億 3,831 万円)の減となった。

### 【平成 12 年工業統計調査結果】

	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等 (万円)
総 数	639	13,720	24,536,355
前回増減	3.3 %	5.6 %	3.1 %
全道シェア	7.2 %	6.3 %	4.1 %

### (1) 地域産業育成

本市の工業は地域資源型産業が集積しており、その大部分が中小企業である。これら中小企業の育成振興が地域経済の活性化につながることから、企業のレベルアップと基盤整備を図るための施策、また地場資源や地域で培われた技術などを活かした研究開発に対する支援や幅広い分野においてデザインを重視した産業活動を支援、さらに今後成長が期待される新事業・新産業の創出支援など地域産業の高度化に向けた事業を展開する。

#### 地域企業育成事業費

【目 的】 旭川市工業等振興促進条例に基づき、工場等を新增設する者に対し課税免除又は助成の措置を行い、経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 8,364 千円

【事業概要】 旭川市工業等振興促進条例による助成  
 ・工場等設置奨励金（固定資産税，都市計画税，事業所税相当額を 3 年間助成）  
 ・土地取得奨励金（取得価額の 25/100 以内，1 億円限度）  
 ・平成 14 年度交付予定 1 社 1 件  
 ・事業始期 昭和 62 年  
 ・法的根拠 旭川市工業等振興促進条例

年度	9	10	11	12	13
企業数 (社)	16	15	14	8	5
件数 (件)	16	16	14	8	5
交付額(千円)	64,166	97,864	154,603	28,486	22,703

(産業振興課)

## 中小企業集積活性化推進事業費

【目 的】 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成 9 年 6 月 1 日施行）に基づき、旭川地域が家具製造業及び関連産業を特定業種として地域指定を受けたことにより、国等の施策を利用しながら地域に育まれた技術等の経営資源を活用した積極的な事業活動を支援し、地域中小企業の自立的発展の基盤強化を図る。

【予 算 額】 572 千円

【事業概要】 事業主体となる各支援機関及び組合並びに中小企業者等が行う特定分野に属する研究開発・交流促進事業等を支援する。  
平成 12 年度より、北海道地区集積活性化地域関係市町連絡協議会の事務局を担当し、事業の推進にあたり経済産業省及び関係市町との情報交換及び連絡、調整業務を行う。

### 【特定産業集積の活性化に関する計画（旭川地域集積活性化計画）】

地域指定	旭川地域（旭川市，東神楽町，東川町）
特定業種	家具製造業及び関連産業
特定分野	多様な生活価値観に対応した木製品に関する分野
計画期間	平成 10 年 6 月 30 日から平成 16 年 3 月 31 日
支援事業内容	交流・連携促進事業・人材育成事業・販路開拓事業・調査研究・成果普及事業・研究開発事業・指導・助言事業等
支援機関	（株）旭川産業高度化センター・旭川市工芸センター 北海道立工業試験場・北海道立林産試験場 （財）道北地域旭川地場産業振興センター

（産業振興課）

## デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

【目 的】 産業デザインを主体とした、企画展示・発表の場としてのデザインギャラリー及び産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示するコレクション館の運営を行い、地場産業のデザイン振興の動機付けやデザインマインドの高揚を図る。

【予 算 額】 33,615 千円

【事業概要】 産業デザインや市民の創作活動の企画展示・発表の場の提供及び産業分野・その他貴重なコレクションを主に展示する場の提供。

運営団体	旭川デザイン協議会
会 長	渋谷 邦男
会長代行	小林 謙
名 称	デザインギャラリー及びコレクション館
所 在	旭川市宮下通 11 丁目 蔵囲夢 内

### 【平成 13 年度デザインギャラリー展示内容】

- ・ あさひかわ夢の創作コンテスト
- ・ 働く女性のライフスタイル展
- ・ WE LOVE HOKKAIDOポスター展 など

（産業振興課）

## 旭川ブランド創出支援事業費

【目的】 旭川中小企業等振興条例に基づき，新製品の開発に対する助成などを通して中小企業等の育成振興を図る。

【予算額】 1,191 千円

【事業概要】 食料品を中心とした消費財分野における地域ブランドを確立するため、将来性ある商品開発事業をブランド化事業に指定し、商品開発のプロセスに応じ、試作品製造、実用化及び販売促進の3区分に対して支援する。

- ・ 補助率 100 分の 50 以内
- ・ 限度額 試作品製造 ~1,000 千円  
実用化 ~1,000 千円  
販売促進 ~1,000 千円
- ・ 法的根拠等 旭川市中小企業等振興条例
- ・ 助成実績

年度		11	12	13
企業数		3 社	4 社	3 社
採択事業		新規 2 事業	新規 4 事業	新規 1 事業
		継続 1 事業	-	継続 2 事業
交付額 (千円)	試作品製造	2,150 (2 社)	2,750 (2 社)	-
	実用化	520 (1 社)	1,812 (2 社)	1,000 (1 社)
	販売促進	2,000 (2 社)	650 (1 社)	2,300 (3 社)

(産業振興課)

## 夢のデザイン・発明振興事業費

【目的】 児童などに対し生活用品のアイデアスケッチ(デザイン),発明に係る夢を描いた図画を募集することにより,モノをデザインする力,創意工夫する力を養成する。

また,選定した応募作品を地元製造業者が製品試作することにより,市民に対する地域製造業の保有技術等をPRする機会とする。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】 21世紀を切り拓く発明や生活関連用品のデザインをテーマに夢のデザイン・発明振興事業実行委員会が開催する「あさひかわ夢の創作コンテスト」に係る経費の一部を負担する。

- ・ アイデアスケッチ(デザイン画),発明に係る夢を描いた図画の募集選考
- ・ 市内製造業者による作品の製作
- ・ 表彰及び展示公開

(産業振興課)

## 国際家具デザインフェア 2002 開催補助金

【目 的】 本市の地場産業である家具製造業のデザイン高度化と製品の高付加価値化を図り、家具産地としてのイメージ高揚とデザインによる国際交流の促進、市民の家具デザインへの理解の浸透を図る。

【予 算 額】 20,000 千円（内国庫補助 10,000 千円）

【事業概要】 国際家具デザインフェア旭川 2002 開催補助金

国際家具デザインフェアの開催に向け、その開催業務を行う国際家具デザインフェア旭川開催委員会に対して、開催経費の一部を補助する。

・ 助成先 国際家具デザインフェア旭川開催委員会  
会長 長原 實

・ 催事概要

国際家具デザインコンペティション旭川 2002

本審査

日程 / 平成 14 年 5 月 13 ~ 14 日 会場 / デザインギャラリー(旭川市宮下通 11 丁目)

ア. 表彰式

日程 / 平成 14 年 7 月 3 日 会場 / 旭川パレスホテル(旭川市 7 条通 6 丁目)

イ. 入選・入賞作品展示

日程 / 平成 14 年 7 月 3 ~ 31 日 会場 / デザインギャラリー(旭川市宮下通 11 丁目)

ウ. 入選・入賞作品展示

日程 / 平成 14 年 11 月 7 ~ 9 日 会場 / パシフィック横浜展示ホール(横浜市西区みなとみらい)

I F D A 2 0 0 2 デザインシンポジウム

日程 / 平成 14 年 5 月 14 日 会場 / 大雪クリスタルホール(旭川市神楽 3 条 7 丁目)

北海道家具デザイン展 第 4 8 回旭川木工祭 M A K R O S

日程 / 平成 14 年 7 月 3 ~ 7 日 会場 / 旭川家具セクター展示場(旭川市永山 2 条 10 丁目)

北のシンプルライフ展 ~ 沖幸子の暮らしの提案 ~

日程 / 平成 14 年 7 月 5 ~ 7 日 会場 / アッシュアトリウム(旭川市 1 条通 7 丁目)

I F D A の椅子展 ~ デザインフェアから生まれた椅子たち ~

日程 / 平成 14 年 7 月 3 日 ~ 平成 15 年 1 月中旬 会場 / コレクション館(旭川市宮下通 11 丁目)

I F D A 2 0 0 2 デザインワークショップ

日程 / 平成 14 年 7 月 4 ~ 5 日 会場 / 北海道東海大学旭川校(旭川市神居町忠和 224)  
(産業振興課)

## 新事業創出促進事業費

【目 的】 新事業創出促進法に基づく旭川地域高度技術産業集積活性化計画の推進を通じて、地域企業や起業家の新事業創出・新分野への進出を促進し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 63,338 千円

【事業概要】

- ・ 国、北海道、(株)旭川産業高度化センター、(財)旭川生活文化産業振興協会など関係機関との連携
- ・ 創造的地場企業育成支援研究会に対する支援
- ・ 旭川周辺地域産業クラスター創造研究会に対する支援
- ・ (株)旭川産業高度化センターに対する支援

(産業振興課)

## 新産業推進支援事業費

【目的】 成長性の高い情報関連産業であるコールセンター業の事業所を開設する企業に対し助成を行うことにより、新産業の立地を支援し、本市の産業の活性化を図る。

【予算額】 62,391 千円

### 【事業概要】

- ・コールセンター誘致活動
- ・コールセンター開設に対する支援  
(新産業推進支援事業費補助金)  
賃金・・・雇用増加数 1 人につき 50 万円 (限度額 7,500 万円)  
(産業振興課)

## 地域企業 IT 推進事業費

【目的】 情報通信技術を活用する地域企業等への助成や、情報関連産業の開業及び情報通信技術の開発に対する助成を行うことを通じ、地域企業の IT 化の推進、情報関連産業の振興を促進し、地域産業の発展、地域経済の活性化を図る。

【予算額】 10,429 千円

### 【事業概要】

情報通信技術を活用する地域企業の、オフィス賃借料の一部補助、並びに情報関連産業の新規開業や情報通信技術の開発に係る経費の一部補助。

- ・ベンチャー・ヴィレッジ事業費補助金  
旭川リサーチセンター・インキュベートルーム等の賃料 (2,500 円 / m<sup>2</sup>・月) 並びに賃料に係る消費税及び地方消費税相当 (補助率 1 年目 ~ 100 分の 100 以内・2 年目 ~ 100 分の 60 以内)
- ・情報関連産業育成支援事業費補助金  
(開業支援)  
雇用増に係る賃金、開設に係わる事業所賃借料、設備機器購入費・賃借料の実支出額の 1/2 以内 (限度額 100 万円)  
(技術開発支援)  
情報関連技術等の開発に係わる設備費、材料費、労務費、委託費の実支出額の 1/2 以内 (限度額 100 万円)  
(産業振興課)

## 産・学・官共同研究開発事業費

【目的】 旭川市中小企業等振興条例に基づき、新製品の開発に対する助成などを通して中小企業等の育成振興を図る。

【予算額】 1,112 千円

### 【事業概要】

中小企業者等が公設試験研究機関や大学等との共同・協力により実施する新製品・新技術の開発に対して支援する。

- ・補助率 100 分の 50 以内
- ・限度額 1,000 千円
- ・法的根拠等 旭川市中小企業等振興条例

(産業振興課)



## (2) 技術基盤

公設試験研究機関は、地域企業の研究開発の支援機関として大きな役割を担っており、本市には木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質改善等の研究指導を行う旭川市工芸センター、機械金属及び関連工業の技術指導、研究開発、情報提供を行う旭川市工業技術センターがある。

これら施設の技術指導用機器の拡充などを通して試験研究の推進、技術指導の強化を図り地域企業、工業の振興発展に努めている。

### 工業技術センター設備整備費

【目的】 機械金属工業等の製品の付加価値化、生産の合理化等を図るため機器等を整備し、工業技術センターを充実する。

【始期】 平成元年度

【予算額】 24,567 千円

#### 【事業概要】

導入予定機器 ・ 発光分析装置一式 日本自転車振興会補助対象機器

#### 【機器導入実績】

年度	金額	機器
平成 10 年度	2,930 千円	レーザー加工機用 3.5 インチフロッピーディスク装置 炭酸ガスアーク溶接機 リレーシーケンス講座用実習物品 構造解析ソフトウェアバージョンアップ 炭酸ガスレーザ加工機 マシニングセンタ CAD/CAM システム
平成 11 年度	7,164 千円	コンクリート圧縮試験機 集じん装置付卓上グラインダー装置 セラキャリパチェッカ
平成 12 年度	3,830 千円	バラシングマシンベルト駆動装置 標準尺測定器 超精密四直角測定器 超音波探傷試験用標準試験片 ホールテスト パーソナルコンピュータ 5 台（講習会用）
平成 13 年度	22,667 千円	万能材料試験機（日本自転車振興会補助対象機器） メカニカルデスクトップ 業務用掃除機

10 年度の括弧内の機器は、中小企業事業団（現中小企業総合事業団）の『ものづくり試作開発支援センター整備事業』委託によるもので工業技術センター設備整備費とは別事業で上記金額と別に 69,591 千円で導入した。

（工業技術センター事業係）

## 工芸技術指導費

【目的】 各種の技術指導者養成研修に参加し、指導機関としての技術指導の質的向上を図り、さらに情報の収集、提供を通して工芸業界の振興を図る。

【予算額】 2,542 千円

【事業概要】 技術指導者養成研修並びに実施研修  
・技術指導員配置  
生産技術支援(機器整備)  
各種展示会職員派遣  
情報収集及び提供  
・各種情報に係る工芸ニュース等の発行

(工芸センター技術開発係)

## 特定中小企業集積活性化支援事業費

【目的】 旭川地域における家具・建具およびその他の関連製造業を支援する。

【予算額】 5,884 千円(うち北海道補助金 5,645 千円)

【事業概要】 生産管理研修会開催  
品質の向上に関する調査研究  
マーケティングに関する調査研究

(工芸センター事業係)

### (3) 産業拠点

都市計画法上の用途地域の適切な運用に配慮しつつ、工業団地や工場適地、リサーチパークなどの立地誘導拠点を定め、効率的な企業配置による快適な都市空間づくりに努めている。

【旭川工業団地】 開発主体 旭川工業団地開発株式会社  
 設 立 昭和 63 年 3 月 5 日  
 資 本 金 3 億円（出資者：旭川市，(株)旭川振興公社など 18 法人）

#### 団地の概要

（平成 14 年 3 月 31 日現在）

	旭川工業団地（1 期）	旭川工業団地（2 期）	旭川工業団地（3 期）
開発場所	旭川市工業団地 1 条 1, 2 丁目 2 条 1, 2 丁目 3 条 1, 2 丁目	旭川市工業団地 4 条 1, 2 丁目 5 条 2 丁目	旭川市工業団地 4 条 3 丁目 5 条 3 丁目
開発面積	54.4 h a	22.5 h a	20.6 h a
用途地域	工業専用地域 （一部準工業地域）	工業専用地域	工業専用地域
造成年度	昭和 63 年度～ 平成 3 年度	平成 3 年度	平成 7 年度
分譲開始年度	昭和 63 年度	平成 3 年度	平成 7 年度

#### 分譲・予約別面積，企業数

（平成 14 年 3 月 31 日現在）

項目		面積（㎡）	比率（％）
造成面積		9 7 4 , 3 2 4	-
可処分面積 a		7 9 2 , 5 8 9	1 0 0 . 0
分譲・予約面積 b		7 5 8 , 0 8 5	9 5 . 6
分譲面積		7 5 1 , 2 7 8	9 4 . 8
内訳	所有権移転済面積	7 5 0 , 4 3 2	9 4 . 7
	その他面積	8 4 6	0 . 1
予約面積		6 , 8 0 7	0 . 8
残面積 a - b		3 4 , 5 0 4	4 . 4

市内・市外別企業数

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

区 分	企 業 数	内 訳	
		市内企業	市外企業
分 譲	151 社	112 社	39 社
予 約	1 社	1 社	(1)社
計	152 社	113 社	39 社
操業企業数	130 社	95 社	35 社

市外とは、本社所在地が旭川市以外のものである。

( ) 内は、既存企業数

業種別分譲企業数

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

業 種 (工業統計中分類)	企 業 数	内 訳		
		市内企業	市外企業	左のうち 誘致企業
食 料 品 製 造 業	7	5	2	2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	2	0	0
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	18	16	2	1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	1	1	1
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	7	5	2	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造	4	3	1	1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	1	1	0
金 属 製 品 製 造 業	34	25	9	4
一 般 機 械 機 具 製 造 業	15	10	5	3
電 気 機 械 機 具 製 造 業	6	6	0	0
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1	0	1	0
そ の 他 の 製 造 業	3	3	0	2
試 験 研 究 施 設	1	1	0	0
そ の 他	50	35	15	1
計	152	113	39	16

【旭川リサーチパーク】

旧頭脳立地法に基づく特定事業立地の受け皿となる中核的業務用地として整備

開 発 主 体	地域振興整備公団（旭川産業高度機能開発所）
位 置	旭川市緑が丘東 1 条 3 丁目～4 丁目
面 積	17.3 h a（うち分譲面積 13.5 h a 17 区画）
分譲済面積	6.81 h a（分譲済区画数 7 区画 仮契約企業 1 社を含む）
分譲価格	22,250 円～24,000 円 / m <sup>2</sup>

## (4) 企業誘致

企業誘致は、地場企業の技術向上と誘致企業との相互補完によるバランスのとれた産業構造を作り上げるとともに、地域経済の活性化を促し雇用の創出を図るものである。

企業誘致推進の実践組織として、昭和 44 年度に地元経済界を中心として「旭川市企業誘致推進協議会」を設立し産官一体となった誘致活動を展開してきている。

個性豊かな自立した、新たな旭川の創造に向け、企業の立地投資を誘発するため、頭脳立地構想関連企業の誘致の取り組みはもとより、関東、中部、関西圏域の工場等立地動向に係る情報を収集し、併せて企業の受け入れ基盤の整備充実に向け、旭川経済大使や各界の関係機関、団体等との連携を図りながら積極的な企業誘致活動を展開している。

### [ 旭川市企業誘致推進協議会 ]

設 立	昭和 44 年 8 月 9 日
構 成	旭川市 4 名 地元経済界 16 名 計 20 名
会 長	高 丸 修 (旭川商工会議所会頭)
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市商工観光部産業振興課
目 的	本市経済の発展を図るため企業誘致を積極的に推進し、本市の総合開発に資する。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立地条件の紹介</li> <li>・企業訪問</li> <li>・企業進出に関する情報の収集</li> <li>・関係団体等との折衝</li> </ul>

### 企業誘致費

【目 的】 企業誘致を推進し、地場産業の高度化を促進し、地域経済の活性化を図る。

【予 算 額】 6,320 千円

#### 【事業概要】

旭川市企業誘致推進協議会負担金 ( 予算 5,000 千円 )

旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会負担金 ( 予算 720 千円 )

本市に企業を誘致するために、企業訪問などの誘致活動、旭川圏域が有する地域特性や都市環境等の資源と魅力を広く企業等に周知する活動および、企業等の立地動向に係わる情報を展開し、本市への立地を促すとともに企業等の立地動向に係る情報を把握するため、旭川市経済大使を設置する。

#### 【誘致企業件数】

(平成 14 年 3 月 31 日現在)

区 分	S60~ H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	計
誘致企業件数 ( 社 )	31	0	3	0	0	0	1	2	37

【業種別立地状況】

(平成14年3月31日現在 単位：社)

区 分	S60～ H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	計
情報サービス業	4	0	0	0	0	0	1	2	7
食料品製造業	2	0	0	0	0	0	0	0	2
繊維製品製造業	4	0	0	0	0	0	0	0	4
一般機械器具製造業	3	0	0	0	0	0	0	0	3
電気機械器具製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	5
精密機械器具製造業	1	0	0	0	0	0	0	0	1
金属製品製造業	5	0	0	0	0	0	0	0	5
そ の 他	7	0	3	0	0	0	0	0	10
合 計	31	0	3	0	0	0	1	2	37

【進出元地別立地状況】

(平成14年3月31日現在 単位：社)

年度	S60～ H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	計
関 東	18	0	2	0	0	0	0	2	22
中 部	2	0	0	0	0	0	1	0	3
関 西	4	0	0	0	0	0	0	0	4
そ の 他	7	0	1	0	0	0	0	0	8
合 計	31	0	3	0	0	0	1	2	37

(産業振興課)

【優遇措置】

	対象者の要件	助 成 内 容	
		助 成 額 等	限度額等
税	工業再配置促進法に基づく認定工場 固定資産取得価額（土地を除く） 2,400 万円超	固定資産税の課税免除	3 年間
奨励金	製造業 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 30 人以上 増設 3 人以上増加し 20 人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
		土地取得価額の 100 分の 25 規則で定める地域内に立地し，かつ敷地面積が 3,000 平方メートル以上	1 億円
	事業所 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 5 人以上 (規則で定める者 2 人以上) 増設 2 人以上増加	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
		土地取得価額の 100 分の 25 地域振興整備公団造成の業務用地に立地し，かつ，敷地面積が 3,000 平方メートル以上	1 億円
	試験研究施設 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 5 人以上 増設 3 人以上増加し 5 人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
	土地取得価額の 100 分の 25 地域振興整備公団造成の業務用地に立地し，かつ，敷地面積が 3,000 平方メートル以上	1 億円	
	研修施設 固定資産取得価額（土地を除く） 新設 5,000 万円超 増設 3,000 万円超 従業者数 新設 3 人以上 増設 3 人以上	固定資産税，事業所税，都市計画税相当額	3 年間
その他	資金のあっせん，その他必要な事項について便宜を供与する。		

製造業のうち旭川工業団地に立地する場合に限り，新設は「10 人以上」とし，増設は「3 人以上増加し 10 人以上」とする。

### 3. 中小企業

平成 11 年度の事業所統計調査によると、本誌の事業所数は 18,906 事業所で、このうち民営の事業所は 18,428 事業所であった。

民営の事業所のうち、中小事業所は 18,202 事業所と全体の 98.8% を占め、従業者数は 130,835 人と全従業者数の 81.1% を占めているなど、本市経済、雇用の面で重要な役割を担っている。

#### 【平成 11 年事業所統計調査結果】

(単位：事業所・人・%)

	事業所数		従業員数	
	総数	前回増減	総数	前回増減
総数	18,906	0.4	180,412	5.1
1 次産業	55	7.8	812	10.4
2 次産業	3001	7.2	42,404	8.2
3 次産業	15,850	1.7	137,196	4.3

#### 【民営事業所の状況】

(単位：事業所・人・%)

事業所全体		中小事業所		小規模事業所	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
18,428 (100.0)	161,325 (100.0)	18,202 (98.8)	130,835 (81.1)	13,011 (70.6)	40,284 (25.0)

平成 8 年事業所統計調査による

中小事業所 = 従業者数 300 人未満 (卸売業は 100 人未満)

(小売業, 飲食店, サービス業は 50 人未満)

小規模事業所 = 従業者数 20 人未満 (卸売業, 小売業, 飲食店, サービス業は 5 人未満)

#### 【企業倒産の推移】

(単位：件・百万円)

	倒産件数				負債総額			
	総数	商業	工業	その他	総数	商業	工業	その他
平成 4 年	62	27	6	29	8,355	1,956	899	5,500
平成 5 年	54	20	7	27	13,028	6,145	1,975	4,908
平成 6 年	42	21	1	20	5,994	3,729	320	1,948
平成 7 年	41	17	7	17	4,655	1,729	620	2,306
平成 8 年	44	14	6	24	8,395	3,014	675	4,706
平成 9 年	63	28	8	27	18,152	10,742	2,418	4,992
平成 10 年	71	31	14	26	17,771	4,869	9,812	3,090
平成 11 年	49	11	10	28	13,111	961	4,216	7,934
平成 12 年	74	23	14	37	16,897	2,786	7,705	6p,406
平成 13 年	58	19	15	24	21,709	8,678	6,810	6,221

帝国データバンク調べによる。



## (1) 経営基盤

中小企業は、規模の小ささ、技術力の低さ、資金力の弱さ等の面で不利な立場にあり、企業体質が弱いことからその強化が必要である。

経営基盤強化、生産性向上などの強化を図るために、北海道中小企業団体中央会ではその事業のひとつとして組織化の推進を行っている。

本市では中小企業者等が事業協同組合、企業組合、協業組合等を組織したときは、当該組合に対して助成を行うこととしている。

また、商工会議所や市内の4つの商工会には経営指導員が配置され、経営改善普及事業を実施している。

中小企業の経営基盤を強化するためには、経営者、管理者等の資質の向上を図ることも重要であるが、本市には中小企業の人材養成機関である中小企業大学校旭川校があり、地域中小企業の経営者、管理者及び後継者を対象とした経営研修、技術研修を実施している。

### 【商工会議所・商工会一覧】

名 称 代 表 者	住 所	加 盟 状 況			H14年度 旭川市補助金 (千円)
		対象業者数	会員数	加盟率 (%)	
旭川商工会議所 会頭 高丸 修	070-0043 旭川市常盤通1丁目	13,145	5,566	42.3	10,000
永山商工会 会長 中村彰利	079-8412 旭川市永山2条19丁目	930	558	60.0	7,747
旭川東商工会 会長 円山宏一	078-8251 旭川市東旭川北1条6丁目	1,020	584	57.3	7,959
旭川南商工会 会長 岡田佑一	070-8004 旭川市神楽4条4丁目	890	461	51.8	6,957
旭川北商工会 会長 石丸 修	071-8104 旭川市東鷹栖4条3丁目	488	385	78.9	6,337

対象業者数、会員数は平成14年4月1日現在

(総務労政課総務企画係)

## (2) 融資制度

旭川市中小企業融資制度の目的は、市内中小企業の経営の安定、経営基盤の強化及び企業の近代化の促進等を図るために、円滑な資金の供給を行うものである。

平成 14 年度においては、景気が依然として低迷している中、昨年創設した経営安定化特別資金及び無担保無保証人融資制度を拡充し引き続き実施するとともに、新規創業等支援資金制度に信用保証料補助及び一部損失補償の導入を図り制度の充実に努め、金融面から中小企業を支援していく。

### 中小企業振興資金融資事業費

【事業概要】 多様な目的に応じた 10 種類の資金を設けて、中小企業の融資の円滑化に努めている。市は、融資のための原資を、市内の金融機関に預託し、金融機関が融資枠の範囲内で、市の定めた融資条件により融資している。

#### 【予算額】

(単位：千円)

融 資 制 度 名	予 算 額 ( 預 託 額 )	融 資 枠
一 般 事 業 資 金	732,000	1,830,000
経 営 改 善 促 進 資 金	2,536,000	6,508,000
組 合 資 金	347,000	790,000
中 小 企 業 近 代 化 促 進 資 金	7,961,000	12,761,000
新 規 創 業 等 支 援 資 金	290,000	421,000
ス テ ッ プ ア ッ プ 資 金	942,000	1,413,000
緊 急 経 営 安 定 資 金	275,000	385,000
ニ ュ ー パ ワ ー ア ッ プ 資 金	5,703,000	7,984,000
経 営 安 定 化 特 別 資 金	450,000	900,000
小 規 模 企 業 特 別 対 策 資 金	212,000	535,000
計	19,448,000	33,527,000

平成 14 年度の融資枠は、予算額に年度当初の預託倍率（数値は掲載省略）を乗じて算出したものです。

(総務労政課金融相談係)

## 【平成 13 年度融資実績】

(単位：件・千円)

実績 制度名	平成 13 年度 実績				
	預託額	新規貸付(H14.3月末)		貸付残高(H14.3月末)	
		件数	金額	件数	金額
一般事業資金	665,700	186	906,670	506	1,474,882
経営改善促進資金	3,428,000	200	1,544,740	736	4,110,322
組合資金	428,930	0	0	28	660,847
中小企業近代化促進資金	6,650,870	23	809,530	531	10,525,839
ステップアップ資金	969,710	7	79,650	104	1,246,080
緊急経営安定資金	384,130	1	13,500	173	451,198
経営安定化特別資金	28,750	11	77,500	11	75,512
新規創業等支援資金	223,420	2	15,000	26	314,270
ニューパワーアップ資金	5,488,790	65	605,400	1,002	5,673,737
小規模企業特別対策資金	153,390	57	123,900	152	244,663
計	18,421,690	552	4,175,890	3,269	24,777,350

\* 新規貸付は、平成 13 年度において、貸付けしたものである。

平成14年度 旭川市中小企業融資制度一覧

資金名		融資対象者	貸付		
			使途区分	貸付限度額	貸付利率
一般事業資金	一般事業資金	* 営業実績 市内で1年以上 * 業種 北海道信用保証協会で定める保証対象業種に該当するもの	運転資金	運・設あわせて 2,000万円	年2.1%
	小口資金	* 営業実績 市内で1年以上 * 常時使用する従業員数が10人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者		設備資金	運・設あわせて 1,000万円
	特別小口資金 (無担保・無保証人融資制度)	* 常時使用する従業員数が5人以下で、市民税を納付している個人事業者			運・設あわせて 500万円
経営改善促進資金	長期資金	* 市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者等 * 業種 遊興娯楽関係業種でない中小企業者等	運転資金 設備資金	長期・短期あわせて 5,000万円	年2.3%
	短期資金		運転資金		年1.9%
経営安定化特別資金		* 営業実績 市内で1年以上 * 牛海綿状脳症(狂牛病)、テロ、取引先の倒産等により事業活動に影響を受けている中小企業者 * 中小企業信用保険法第2条第3項第5号に基づく不況業種に指定されている中小企業者等 * 最近3か月又は1年間の売上高(生産高)が前年同期と比較して減少している中小企業者等	運転資金	1,000万円	年3.0%以下 (変動金利)
緊急経営安定資金	倒産関連融資	* 営業実績 市内で1年以上 * 倒産企業の関連により経営に影響を受けたため、緊急に資金を必要とする中小企業者等	運転資金	2,000万円(債権相当額以内)	年1.2%
	緊急対策融資	* 営業実績 市内で1年以上 * 火災その他の災害により、緊急に資金を必要とする中小企業者等 * 公共工事に関連した移転等の影響で補償等により補填されない場合で、資金を必要とする中小企業者等 * 任意整理による再建企業に対し、その債権の50%以上を放棄したことにより、緊急に資金を必要とする中小企業者等	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円 (補償で補填されない額以内) (放棄債権相当額以内)	
ニュー・ワ・アップ資金 (金融環境調整資金)		* 営業実績 市内で1年以上 * 次のいずれかに該当する中小企業者等 ・最近3か月または1年間の売上高(生産高)が前年同期と比較して減少しているもの ・短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの ・長期または短期の借入金が、前年同期または前前年同期と比較し、減少しているもの ・金融機関の変更や取り引き状況に変化を生じているもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円	年1.2%
新規創業等支援資金		* 市内で新規に事業を営もうとしているもの * 業種 遊興娯楽関係業種でないもの * 新たな分野に進出し、積極的に事業展開を図ろうとしているもの * 分社化して新たな事業を起こし、経営の多角化を図るもの	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円	年1.3%
ステップアップ資金		* 営業実績 市内で1年以上 * 下請け取引の変化等に対応し、取引先の開拓や週40時間制への対応及び労働環境整備等に資金を必要とする中小企業者等	運転資金 設備資金	運・設あわせて 3,000万円	年1.4%

条 件			取扱金融機関	申 込 先	考 備			
貸 付 期 間	据置期間	保証人・担保						
運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	運・設とも 1年以内	保証人～必要 担保～原則として 必要	市 内 の 金 融 機 関 (中小公庫，国民公 庫，労金を除く)	市総務労政課 商工会議所 各商工会 保証協会 各金融機関	すべて保証協会の保証付 商業手形担保貸付も可能  資金の取扱期間 年度中取扱う  信用保証料補給あり(支払 った保証料の 70%を補 助)			
5年以内	運・設とも 6か月以内	不 要						
10年以内	運・設とも 1年以内	金融機関との協議 により定める (信用保証付の場 合は，保証協会と の協議も必要)		市総務労政課	必要に応じて信用保証協 会付にできる 資金の取扱期間 年度中取扱う			
1年以内	-			市総務労政課 金融機関				
5年以内 短期(1年以内)の取扱も可	6か月以内					資金の取扱期間 年度中取扱う 信用保証料補助(全額) 制度あり		
7年以内	1年以内			金融機関との協議 により定める (信用保証付の場 合は，保証協会と の協議も必要)	市総務労政課	資金の取扱期間 年度中取扱う(ただし， 融資枠の消化状況によ り，年度途中で取扱いが 出来なくなる場合がある) 必要に応じて信用保証付 にできる 倒産関連融資の利用 者で，信用保証協会 を利用する場合，一 定の要件に該当する 者には，信用保証料 の全額を補助する		
	運・設とも 1年以内							
7年以内	運・設とも 1年以内							
10年以内	運・設とも 1年以内							市の定める業種，事 業については，2年 間全額利子補給、信用保 証料全額補助
10年以内	運・設とも 1年以内							

資金名		融資対象者	貸付		
			使途区分	貸付限度額	貸付利率
中小企業近代化促進資金		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 営業実績 市内で1年以上</li> <li>* 業績の拡大,近代化,大型店等への対策及びIT・ICTの導入のため,店舗の増改築,移転,店内設備の改善資金を必要とする中小企業者等</li> <li>* 工場の新増改築,移転,大型機械設備等の導入に資金を必要とする中小企業者等</li> <li>* 買物公園まちづくり協定で定める区域内で事業活動を行っている中小企業者等</li> <li>* 物流団地において地区計画で指定する施設を建設する中小企業者等</li> <li>* 市内で旧「地域産業の高度化に寄与する特定事業の促進に関する法律」に定められた特定業種を営んでいる中小企業者等</li> <li>* 生産,加工,販売のための機械設備の購入,企業の情報化機器の購入のために資金を必要とする中小企業者等</li> <li>* 業種 建設業,製造業,運輸・倉庫業,卸小売業,飲食店,サービス業(洗濯・理容美容業・浴場業,駐車場業,写真撮影業,旅館・ホテル業,自動車・機械等整備業,土木建築サービス業,情報サービス業,介護医療業),事業協同組合,商店街振興組合</li> </ul>	設備資金	2億円	年1.6%
		誘致企業等融資 「旭川市工業等振興促進条例」に該当する企業			
組合資金	組合一般融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 中小企業等協同組合法による組合及び組合員</li> <li>* 中小企業団体の組織に関する法律による組合及び組合員</li> <li>* 商店街振興組合法による組合及び組合員</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて組合1億5千万円組合員5,000万円	年1.9%~ 年2.3%
	高度化支援融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 集団化,共同化など高度化事業を行う事業協同組合,商店街振興組合,協業組合等</li> </ul>	設備資金	総事業費の15%以内(ただし7億5千万円を限度とする)	年1.2%
小規模企業特別対策資金	小口融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市内で1年以上の事業実績を有し,次に該当する小規模企業者</li> <li>* 売上高が1億円(小売業・飲食業・サービス業は6千万円)以下のもの</li> <li>* 常時雇用する従業員数が5人(商業・サービス業は2人)以下の企業</li> <li>* 市民税(法人にあっては法人市民税)を滞納していないもの</li> <li>* 業種 建設業,製造業,卸・小売業,運輸・通信業,飲食業(食事を主とするもの),不動産業,サービス業,保険業</li> </ul>	運転資金 設備資金	運・設あわせて500万円	年1.7%
	無担保無保証人融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市内で1年以上の事業実績を有し,次に該当する小規模企業者</li> <li>* 売上高が5千万円以下のもの</li> <li>* 常時雇用する従業員数が3人(商業・サービス業は2人)以下の企業</li> <li>* 市民税(法人にあっては法人市民税)を滞納していないもの</li> <li>* 業種 建設業,製造業,卸・小売業,運輸・通信業,飲食業(食事の提供を主とするもの),不動産業,サービス業,保険業</li> </ul>	運転資金	200万円	年7.0% 利子補給制度あり (年3.5%を利子補給)

条 件			取扱金融機関	申 込 先	備 考
貸 付 期 間	据置期間	保証人・担保			
15 年以内 機・設・備の場合 10 年以内	1 年以内	金融機関との協議により定める (信用保証付の場合は保証協会との協議も必要)	市内の金融機関 (中小公庫, 国民公庫, 労金を除く)	市総務労政課	* 必要に応じて信用保証付きにできる * 資金の取扱期間年度中取扱う (ただし融資枠の消化状況により, 年度途中で取扱ができなくなる場合がある)
	2 年以内				
(運転) 7 年以内 (設備) 10 年以内	運・設とも 1 年以内		商 工 組 合 中 央 金 庫 旭 川 支 店	市総務労政課 商工会議所 各商工会 商工中金	* 資金の取扱期間 年度中取扱う
20 年以内	3 年以内	市総務労政課			* 高度化事業の実施に併せて行う
5 年以内	6 か月以内	連帯保証人 1 名 (法人の場合代表者の他 1 名) 担保 不要	市内各信用金庫 北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 秋田銀行 札幌銀行 北央信用組合	市総務労政課	* 資金の取扱期間 年度中取り扱う * 融資枠が消化され次第取扱いを終了します。 * 企業調査がありません
3 年以内	3 か月以内	連帯保証人 不要 (法人の場合代表者) 担保 不要			

(貸付利率は平成 14 年 4 月 1 日現在。貸付利率は、金融情勢により変わることがある)

## 4 地場産品

### (1) 地場産品

本市は北海道のほぼ中央に位置し、雄大な大雪山国立公園の玄関口として恵まれた自然環境のもと、肥沃な土地と豊かな農林水産資源を背景に、全国的にもその名が知られている「旭川家具」を始めとする木工・クラフト製品、旭川の特産品として定着した「旭川ラーメン」、菓子、酒等、多くの農産加工品が生産されている。

### (2) 販路拡大

地域の優れた素材から産み出された「旭川産品」の販路拡大を図るため道内外の市場に対する商品の紹介・宣伝、情報交換の場として見本市・展示会、取引商談会等への積極的な参加や旭川産品をメインとして開催する「旭川物産フェア」、北海道物産展などへの出展を推進し、販路拡大に努めている。

#### 【社団法人 旭川物産協会】

設立	昭和41年（昭和57年法人化）
会長	工藤善美 （旭川地方卸売市場株代表取締役社長）
事務局	旭川市6条通10丁目 旭川市第3庁舎 旭川市商工観光部商業課内
目的	旭川市及び近郊の生産品を広く紹介・宣伝し、販路の拡張と市場の確立強化を図り、もって本市産業の振興に寄与する。
業務	・旭川市及び近郊産品の紹介・宣伝 ・産品取引の斡旋、発注、代金の決済 ・各種展示会、見本市、物産展等への参加
会員数	30社（平成14年4月1日現在）
取引先	道外百貨店、スーパー等

#### 【バイあさひかわ運動推進協議会】

設立	昭和58年10月1日
会長	工藤善美（旭川商工会議所副会頭）
事務局	旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所内
目的	本市地場企業の相互活用と地場生産品（加工品を含む）の愛用を促進し旭川経済圏の拡大を図る。
構成事業	旭川市、旭川商工会議所、市内各種製造業団体他 ・旭川産品啓蒙普及事業 ・セール旭川運動の積極的な展開 ・地場産品フェスティバルの開催



## 地場産品販路開拓推進費

【目 的】 旭川産品の域内活用の促進と道外への販路開拓，拡大を進め，地場企業の振興を図る。

【予 算 額】 4,400 千円

### 【事業概要】

北海道の物産と観光展主催会場負担金（予算 1,600 千円）

本市で生産されている産品を広く道外に紹介，宣伝，販売するため，参加市と北海道及び北海道貿易物産振興会が共催する「北海道の物産と観光展」（35 会場）の負担金

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター  
（社）北海道貿易物産振興会 会長 西村 博司

バイあさひかわ運動推進協議会補助金（予算 1,600 千円）

地場企業の相互活用と地場産品の愛用を促進し，地場産業の育成を図っている「バイあさひかわ運動推進協議会」に対する助成

支出先 旭川市常盤通 1 丁目 道北経済センター  
バイあさひかわ運動推進協議会 会長 工藤 善美

北海道物産展開催費（予算 1,112 千円）

鹿児島市	北海道物産展
関 西	北海道の物産と観光展
関 東	北海道の観光と物産展

（商業課）

## 北のめぐみ交流フェア開催事業費

【目 的】 地場産品の消費拡大を図るため，地域内の消費者を対象に優れた地元の生産品を集め，展示 P R や即売を実施する。

【予 算 額】 4,000 千円

【事業概要】 主催 旭川市，（財）道北地域旭川地場産業振興センター  
開催 平成 14 年 8 月 10 日～11 日 「農畜海産&加工品まつり」  
平成 15 年 1 月 12 日～13 日 「工芸まつり」  
会場 （財）道北地域旭川地場産業振興センター

（商業課）

## 旭川地域産品消費拡大事業実行委員会負担金

【目 的】 旭川地域産品を集めた物産展の開催及び地域産品，観光資源の P R を行い，また市場調査活動等を通じて，地場産品の販路拡大を図ることを目的とする「旭川地域産品消費拡大事業実行委員会」の運営を支援する。

【予 算 額】 2,500 千円

【事業概要】

【旭川地域産品消費拡大事業実行委員会】

実行委員長 工 藤 善 美 ((社)旭川物産協会会長)  
事務局 旭川市商工観光部商業課  
構成 旭川市, (財)道北地域旭川地場産業振興センター  
パイあさひかわ運動推進協議会, (社)旭川物産協会  
事業内容 首都圏及び大都市圏において旭川地域物産フェアの開催

(商業課)

商業行政費(経常費) (貿易振興対策施策)

【目的】 本市産品の海外市場開拓のため, 貿易促進団体等に参加して, 情報の収集や提供を行うとともに, 貿易に関するセミナーや研修会を開催し, 貿易の振興を図る。

【予算額】 1,210 千円

【事業概要】

(社)北海道国際貿易促進協会負担金(予算 150千円)

本市の中国との経済交流を促進するため, 本道と中国との経済交流を進める窓口となっている同協会に対する負担金

支出先 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター -  
(社)北海道国際貿易促進協会 会長 西田 信一

北海道経済国際化推進会議負担金(予算 200千円)

道内中小企業の海外取引や海外進出を支援していく同会議(行政や経済団体で構成)に対する負担金

支出先 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター -  
北海道経済国際化推進会議 会長 西尾 長光

北海道ビジネスセンター負担金(予算 300千円)

北海道とロシア極東地域の経済交流を促進するため, 情報の収集や提供, 企業進出の活動支援を進める窓口となる同センターに対する負担金

支出先 札幌市中央区北4条西6丁目 毎日札幌会館  
北海道サハリンビジネス交流支援協会 代表幹事 牧野 嵩

北海道貿易物産振興会負担金(予算 360千円)

国内各地で開催する北海道物産展並びに貿易の窓口である同会に対する負担金

支出先 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター  
北海道貿易物産振興会 会長 西村 博司

日本貿易振興会北海道貿易情報センター負担金(予算 200千円)

貿易に関する各種情報資料等の提供を行う同センターに対する負担金

支出先 札幌市中央区北1条西3丁目 札幌MNビル5階  
日本貿易振興会北海道貿易情報センター 会長 西尾 長光

(商業課)

## 道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金

【目的】 (財)道北地域旭川地場産業振興センターの運営を支援し、道北地域の地場産業の振興、育成を図る。

【予算額】 57,600 千円

【事業概要】

【(財)道北地域旭川地場産業振興センター】

商工観光部関係施設

5 (財)道北地域旭川地場産業振興センター (P.85~P.86) に記載

(商業課)

## 家具・工芸品普及拡大事業費

【目的】 旭川地域で生産されている家具・工芸品等の普及拡大を目的に、市内で開催する展示会等の開催費の一部を助成する。

### 2002 旭川クラフト展開催補助金

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】 主催 2002旭川クラフト展実行委員会  
会期 平成14年7月3日~7月31日  
会場 上川倉庫1号棟,旭川家具センター ほか

### 旭川陶芸フェスティバル2002 開催補助金

【予算額】 500 千円

【事業概要】 主催 旭川やきもの協会  
会期 平成14年9月21日~9月22日  
会場 道北地域旭川地場産業振興センター

(工芸センター事業係)

## 旭川家具販路開拓事業費

【目的】 旭川家具の普及拡大・販売促進を目的に、首都圏で開催する見本市を支援することにより、地域経済の活性化を図る。

【予算額】 5,000 千円

【事業概要】 主催 旭川家具工業協同組合  
会期 平成14年11月7日~11月9日  
会場 みなとみらい (パシフィコ横浜)

(工芸センター事業係)

## 5 観 光

観光の振興は、各種関連産業への経済波及効果を伴って地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、まちのイメージアップを図るうえでも重要な役割を担っている。

近年、生活様式の変化や価値観の多様化及び余暇の増大等が相まって、優れた魅力を秘める「北海道の雄大な自然」との触れ合いの中でのレジャーやレクリエーションを求める人々が増加している。

観光客のニーズも、こうした時代背景をもとに、より内容の充実した観光レジャーを指向し、通過型から滞在型へ、見る観光からスポーツ・文化・グルメ・イベントなど体験する観光へと質的な変化が見られるとともに、団体ツアーから個人・家族へと形態の変化があることも最近の特徴である。

これらのニーズに対応するためには今後とも近隣市町村等との連携を図るとともに、広域観光団体の活用を図るなど、広域観光振興をより一層推進することが必要である。

### 【平成 13 年度観光入込客数】

(単位：人)

総 数	日帰・宿泊別	道内・道外別	季 節 別
3,676,200	日帰り・通過客 3,202,000	道内客 2,205,900	春季 352,300
			夏季 2,116,800
	宿泊客 474,200	道外客 1,470,300	秋季 513,200
			冬季 693,900

(資料：北海道観光入込客数調査)

### ( 1 ) 誘致体制

本市への観光客誘致を目指し、各種誘致宣伝事業を展開し、本市の知名度アップと観光客増大を図るとともに、道北及び大雪圏等の広域観光の推進を目指し、関係機関、団体との連携を深め、圏域全体の一体的な観光客誘致宣伝活動の展開を図る。

(観光課)

#### 観光客誘致宣伝事業費

【目 的】 観光客の入込増加と滞在化推進、本市の知名度・イメージの向上を目的とし、各種観光客誘致宣伝活動を実施する。

【予 算 額】 17,138 千円

【事業概要】 **観光客誘致キャンペーン**  
旭川市ラーメンナイター・キャンペーン  
・平成 14 年 9 月 14 日(土) 横浜スタジアム「横浜」対「ヤクルト」

**各種観光客誘致宣伝活動**  
ア．テレビ番組誘致 イ．旅行エージェント招へい ウ．マスコミ等取材対応  
**観光宣伝印刷物作成**  
リーフレット

(観光課)

## ふるさと宣伝事業費

### 旭川観光大使

- 【目 的】 本市の出身者及び本市に「ゆかり」のある道外居住者の方々を、「旭川観光大使」に委嘱し、旭川の魅力を広く全国にPRすることを目的に本事業を実施する。
- 【予 算 額】 983 千円
- 【事業概要】
- ・「旭川観光大使」の委嘱
  - ・「観光大使名刺」の作成配布
  - ・観光パンフレット及び各種旭川観光情報等の提供
  - ・旭川観光大使との情報交換
- 【始 期】 平成 7 年 8 月

(観光課)

## 観光案内標識整備事業費

- 【目 的】 観光案内標識板等の点検、整備を行い、観光客への利便を図る。
- 【予 算 額】 459 千円
- 【事業概要】 観光案内標識保守点検 25基

(観光課)

## 観光スポット整備促進事業費

- 【目 的】 観光地の整備による魅力向上と観光客への利便性を図るため、観光スポットとしての魅力を十分に備える地域に対して看板等の整備を行い、観光客の誘致につなげる。また、地域自らが受入態勢充実のために行うソフト・ハード事業を支援する。
- 【予 算 額】 800千円
- 【事業概要】 市内観光スポットの調査・検討  
旭川市観光スポット整備振興補助事業
- 【始 期】 平成13年度

## イメージアップ21推進事業費

- 【目 的】 冬まつり、冬の動物園、ウインタースポーツなど、旭川の冬季観光のイメージアップを図るため、首都圏の公共交通機関を利用した観光PRを実施する。
- 【予 算 額】 4,080 千円
- 【事業概要】 都営地下鉄新宿線（広告電車）を利用した観光PR
- 【始 期】 平成13年度

(観光課)

### 地域観光情報ネットワーク事業費

【目 的】 地域の観光情報やイベント情報を「観光情報レポーター」により収集し、情報発信するとともに、新鮮で地域に密着情報を掲載した大雪圏ポータルサイトを作成し、魅力ある情報ネットワークの構築を行う。

【予 算 額】 539 千円

【事業概要】 旭川観光ホームページの更新・維持  
「観光情報レポーター」を活用した観光情報の収集

【始 期】 平成 13 年度

(観光課)

### 国際観光誘致宣伝事業費

【目 的】 海外からの観光客誘致を積極的に推進し、とりわけ冬期間における旭川観光の振興を図ることを目的とする。

【予 算 額】 5,214 千円

【事業概要】 海外からの観光客誘致のためのマスコミ関係者招へい  
外国語版観光リーフレットの増刷  
北海道国際観光テーマ地区推進協議会負担金

【始 期】 平成 13 年度

(観光課)

### 旭川観光巡り推進事業費

【目 的】 旭川市内の観光スポットを巡るための循環型観光バスを運行し、旭川を訪れた観光客の利便性を高め、滞在型観光の促進を目的とする。

【予 算 額】 20,000 千円

【事業概要】 市内観光スポットを周回する循環型観光バスの運行

(観光課)

### 観光情報センター整備費

【目 的】 多様化する観光ニーズに対応するため、既存の観光案内所に代わる観光情報センターを開設し、本市を拠点とする広域的観光情報の提供を目的とする。

【予 算 額】 8,500 千円

【事業概要】 旭川を訪れる観光客のニーズに応えるため、より細やかな最新の観光情報を提供できる観光案内施設を整備する。  
旭川駅に隣接するHBC旭川放送局1階に旭川観光情報センターを設置する。

【始 期】 平成 14 年度

(観光課)

## フィルムコミッション推進事業費

- 【目 的】 映画や TV ロケ撮影を積極的に誘致・支援することにより，旭川の都市イメージと知名度の向上を図るとともに，市民が旭川の魅力を再発見し郷土への愛着を高めることを目的とする。
- 【予 算 額】 3,550 千円
- 【事業概要】 映画や TV のロケ撮影誘致を積極的に推進し，旭川の都市イメージアップと知名度の向上を図ることによって，観光客誘致を促進する。  
フィルムコミッション業務を旭川コンベンションビューローに位置付け，担当者を配置するとともに，誘致資料を作成する。
- 【始 期】 平成 14 年度

## (2) イベントコンベンション

イベント・コンベンションの振興は、地域経済の活性化、情報化、国際化等の推進課題を総合的に解決する上で、大きな戦略と位置づけている。

旭川市は、平成6年に国際会議観光都市の認定を受け、同年10月、官民挙げて、コンベンション誘致・支援組織である旭川コンベンションビューローが発足した。

平成8年度から専任の事務局職員を配置し、産・学・官が一体となって、コンベンションの誘致及び主催者の支援業務に当たっている。

こうした中、平成14年度は、4月の「第88回日本消化器病学会総会」をかわきりに、「日本高等学校PTA連合会全国大会」や「日本青年会議所第51回全国会員大会」など、参加者が3,000人を越える大規模なコンベンション6大会開催される一方、平成14年度には600人規模の国際会議が決定している。

### 【イベント・コンベンションの開催実績数】

#### 1. 規模別

内訳 \ 年度	H 9	H 10	H 11	H12	H13
国 際	8	5	7	9	11
全 国	27	45	33	54	54
全 道	63	105	143	134	144
道 北	36	57]	83	60	108
市 内	249	419	391	451	342
合 計	383	631	657	708	659

#### 2. 催事別

内訳	H9	H10	H11	H12	H13
スポーツ	141	342	344	401	373
大会・学会・集会	87	113	114	129	92
展 示・物 産	24	20	42	39	37
音楽・芸能・美術	70	90	59	64	92
その他お祭り等	61	66	98	75	65
合 計	383	631	657	708	659

(旭川コンベンションビューロー調べ)



## イベント推進事業費

【目 的】 各種イベントの支援等を通じて旭川市の対外的なイメージアップと観光客の誘致を図るとともに、コンベンションの誘致を促進し地域経済の活性化及び地域文化の向上を図る。

【予 算 額】 21,435 千円

### 【事業概要】

国際観光振興会負担金（予算 3,000 千円）（平成 5 年度～）  
支出先 国際観光振興会 会長 向山 秀昭

旭川ライブジャム開催補助金（予算 5,000 千円）（昭和 61 年度～）  
補助先 旭川市中常盤町 3 丁目  
旭川ライブジャム実行委員会 会長 柴原 勝彦

年度 内訳	H9 (第 12 回)	H10 (第 13 回)	H11 (第 14 回)	H12 (第 15 回)	H13 (第 16 回)
入 場 者 数 (人)	7,000	10,000	3,500	4,500	2,300

旭川コンベンションビューロー負担金（予算 9,700 千円）(平成 7 年度～)  
支出先 旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 1 階  
旭川コンベンションビューロー(H6.10.1 設立)  
会長 稲村 健藏

地域活性化推進事業補助金(予算 1,000 千円)（平成 4 年度～）  
補助先 旭川市神楽 4 条 4 丁目 322 番地の 2  
旭川市四商工会青年部連絡協議会 会長 宗万 一久  
実施内容 旭山公園夜桜まつり・石狩川フェスティバル  
音と光りのファンタジー・子供みこしと音楽パレード

## 観光イベント推進事業

【目 的】 夏まつりや旭川冬まつりなどのイベントの内容拡充，警備体制の充実及び冬季における体験型観光推進を目的とする。

【予 算 額】 4,301 千円

【事業概要】 緊急地域雇用創出特別交付金事業として地域の雇用，就業機会の創出を目指し，旭川夏まつりを中心とする夏季イベントと冬まつりを中心とする冬季イベントについて内容と警備体制の拡充を図るとともに，体験型観光を推進する。  
各種観光イベントの内容と警備体制の拡充及び体験型観光の推進

【始 期】 平成 14 年度

（観光課）

## 旭川夏・冬まつり開催事業費

【目 的】 旭川を代表するイベントとして、多数の観光客が訪れる旭川夏・冬まつりを開催・支援する。

【予 算 額】 72,800 千円

### 【事業概要】

旭川夏まつり開催負担金（予算 14,800 千円）

#### 【旭川夏まつり】

開催期日 平成 14 年 8 月 1 日(木)～8 月 4 日(日)、

内 容 舞踊パレード・大雪連合みこし・烈夏七夕まつり  
大雪さんろくまつり・ミス旭川コンテスト  
ラーメンフェスティバル・YOSAKOIソーラン祭り in 旭川  
銀座七夕まつり（協賛事業 8/3～8/4）  
永山屯田まつり（協賛事業 8/10～8/11）

支出先 旭川夏まつり実行委員会 委員長 高丸 修  
（事務局 旭川商工会議所）

年 度	H 9	H 10	H 11	H12	H13
参加者数	15,598	16,107	13,721	14,183	17,700
観客動員数	410,000	495,000	520,000	1,220,000	405,000

（単位：人）

旭川冬まつり開催負担金（予算 49,000 千円）

#### 【旭川冬まつり】

開催期日 平成 15 年 2 月 7 日（金）～11 日（火）（予定）

内 容 大雪像及び中小雪像，ステージイベント 等

支出先 旭川冬まつり実行委員会 会長 菅原 功一  
（事務局 旭川市商工観光部観光課）

年 度	H9 (第 39 回)	H10 (第 40 回)	H11 (第 41 回)	H12 (第 42 回)	H13 (第 43 回)
観客動員数	707,000	841,000	774,000	755,000	782,000

（単位：人）

氷彫刻世界大会開催補助金（予算 6,500 千円）

開催期日 (制作) 平成 15 年 2 月 5 日(水)～7 日(金)（予定）  
(展示) 平成 15 年 2 月 7 日(金)～11 日(火)

会 場 常磐公園 内 容 個人戦・団体戦 各 35 基(予定)

補助先 氷彫刻世界大会実行委員会 委員長 加賀城 章

あさひかわ雪あかり開催補助金（予算 2,500 千円）（平成 3 年～）

開催期日 平成 15 年 2 月 7 日(金)～11 日(火)（予定）  
 会場 常磐公園及び市内地域  
 内容 あかりのオブジェの展示・地域雪あかり  
 補助先 あさひかわ雪あかり実行委員会 委員長 大矢 二郎

（観光課）

北海道音楽大行進開催負担金

【目的】 今年で第 70 回目を迎え、全国的知名度もあり、本市の観光資源としても重要な音楽イベントである北海道音楽大行進を開催する。

【予算額】 3,500 千円

【事業概要】

期日 平成 14 年 6 月 8 日(土)  
 会場 (開会式) リベライン 旭川パーク・コミュニティランド  
 (行進) 8 条斜線～永隆橋通～宮下通  
 参加 70 団体 3,000 人(予定)  
 支出先 北海道音楽大行進実行委員会 委員長 野崎 耕作

年度	H 9	H 10	H11	H12	H13
参加団体数	74 団体	72 団体	73 団体	66 団体	70 団体
参加人数	4,700 人	4,700 人	3,200 人	3,000 人	3,000 人

（観光課）

こたんまつり開催負担金

【目的】 旭川を代表する景勝地のひとつである神居古潭を広く道内外の観光客、市民に紹介する「こたんまつり」を開催する。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】 開催期日 平成 14 年 9 月 23 日(秋分の日)  
 会場 神居町神居古潭  
 内容 カムイノミ・イノウ式 ほか  
 支出先 こたんまつり実行委員会 委員長 林 孜

（単位：人）

年度	H 9	H 10	H11	H12	H13
観客動員数	4,200	3,000	3,500	3,500	3,500

（観光課）

## 氷彫刻振興補助金

### 国際氷彫刻競技会派遣費補助金

【目的】 氷彫刻国際大会派遣を奨励し，氷彫刻技術の向上と普及を図る。

【予算額】 800 千円

【事業概要】 ハルビン国際氷彫刻競技会への選手派遣  
 補助先 北海道氷彫刻連合会旭川支部  
 支部長 金木 瓊市

【始 期】 昭和63年度（昭和60年度から大会開催）

#### 【派遣実績】

年 度	9	10	11	12	13
派 遣 先	中 国 ハルビン市				
期 間	1/12 ~ 1/22	1/3 ~ 1/13	1/3 ~ 1/13	1/3 ~ 1/13	1/3 ~ 1/12
派遣監督	篠原 康	盛永幸男	川上隆司	押切 清	木下隆弘
選 手	小木貞雄 小野政則	大平勝義 木下隆弘	今平慎太郎 菅原敏幸	古田孝敏 岩田英樹	渡辺長武 森田 久
成 績	1 位	特別賞	記念賞	2 位	1 位
補 助 額	1,000 千円	800 千円	800 千円	800 千円	800 千円

### 氷彫刻推進補助金

【目的】 氷彫刻のメッカである旭川市として，氷彫刻の技術向上と文化の普及を図る。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】 全国氷彫刻夏季大会の開催支援等，氷彫刻技術の向上，文化の普及に関すること。  
 補助先 日本氷彫刻会 会 長 加賀城 章

【始 期】 平成7年度

（観光課）

### 社団法人日本青年会議所第51回全国会員大会旭川大会開催補助金

【目的】 コンベンションの有効性及び地域経済の活性化を目的とする。

【予算額】 15,000 千円

【事業概要】 （社）日本青年会議所第51回全国大会旭川大会への開催支援。

【始 期】 平成14年度

（観光課）

(3) 観光関連団体

団体名	住所・代表者	構成	目的
大雪山国立公園 観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	2市・8町 8観光協会 18団体	大雪圏の観光開発を推進し、広域観光の振興を図ることを目的とする。
道北観光開発会議	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	9市 9商工会議所 9観光協会 27団体	道北における観光開発を促進し、観光事業の健全な指導育成と関係団体相互の連絡協調を図ることを目的とする。
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川支庁経済部商工労働観光課内 会長 稲村 健藏 (旭川観光協会会長)	25市町村 12観光協会等 37団体	上川地方(上川支庁管内及び幌加内町)における観光事業の健全な発展と関係団体等の連絡協調を図ることを目的とする。
(社)旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内 会長 稲村 健藏	観光関係団体・法人等	旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進、観光旅行の容易化、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的とする。
大雪・十勝広域 観光開発推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 菅原 功一	3市 22町村等 25市町村	大雪圏及び十勝圏の観光振興計画の策定並びにこの計画に基づく事業等を推進し、広域観光の振興とその国際化を図ることを目的とする。
あさひかわ観光誘致 宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市商工観光部観光課内 会長 稲村 健藏 (旭川観光協会会長)	旭川市 旭川商工会議所 旭川観光協会 旭川コンベンションビューロー 旭川ホテル旅館協同組合等	旭川観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が提携して具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、旭川観光の振興を図ることを目的とする。
(社)北海道観光連盟	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター内 会長 我孫子 健一	市町村 観光協会 関係団体 法人等	道内における観光事業の健全な発達と振興を図り、国民一般の厚生・保健・文化生活の向上並びに経済の開発発展に資するとともに国際親善に寄与することを目的とする。

## 6 労働福祉

雇用情勢は、有効求人倍率が回復傾向にあるものの、依然低水準で推移し、また完全失業率も過去最高を記録する一方で、労働力人口の高齢化、女子労働者及びパートタイム労働者の増加、労働時間の短縮が進むなど大きく変化している。

こうした状況の中で、労働関係の法制度が改正されており、勤労者を取り巻く環境への対応及び中小企業の労働条件や労働環境の改善への取り組みが、今日的課題となってきたところである。

平成 14 年度も引き続き「就労の促進」、「勤労者の福祉の向上」及び「人材の確保と育成」を柱に各種の施策を推進していく。

### (1) 就労の促進

景気が低迷している中で、完全失業率が依然として高止まりにあるなど就労に係る状況は厳しさを増しており、有効求人倍率も低い水準で推移している。

このような中、特に高年齢者や女性の就労を促進することが重要であるため次の施策を実施する。

#### 高年齢者労働能力活用事業推進費

【目的】 高年齢者の臨時的、短期的な就業ニーズに対応した就業機会を確保するため、就業機会の提供を行う(社)旭川市シルバー人材センターに助成し、高年齢者の福祉の増進に寄与するとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

【予算額】 17,692 千円

#### 【事業概要】

(社)旭川市シルバー人材センター高年齢者労働能力活用事業費補助金 (予算 17,592 千円)  
 (社)全国シルバー人材センター事業協会賛助会員負担金 (予算 50 千円)  
 (社)北海道シルバー人材センター連合会賛助会員負担金 (予算 50 千円)

#### 【(社)旭川市シルバー人材センター】

住 所 旭川市大町 3 条 3 丁目  
 理事長 赤塚 勉  
 設 立 昭和 55 年 7 月  
 会員数 1,393 人 (H14.4.1 現在)  
 事業概要 臨時的、短期的な就業機会の確保、提供  
 臨時的、短期的な無料の職業紹介事業  
 臨時的、短期的な就業に必要な知識、技能の付与

年度	9	10	11	12	13
会 員 数(人)	1,352	1,430	1,433	1,390	1,393
受 注 件 数(件)	16,081	16,794	16,065	16,813	15,979
受 注 金 額(千円)	512,631	524,555	504,222	503,582	488,716
就 業 延 人 員(人)	118,626	117,981	113,319	114,287	110,844

(総務労政課労政係)

## 高齢者生活援助サービス事業補助金

【目的】 (社)旭川市シルバー人材センターが行う高齢者生活援助サービス事業の充実，強化を支援し，地域社会の福祉に寄与する。

【予算額】 2,000 千円

【事業概要】 高齢者生活援助サービス事業補助金

高齢者生活援助サービス事業概要

専門職員（コーディネーター）の配置  
 技能講習・調理実習研修会の実施  
 高齢者生活援助サービスの推進  
 事業のPRと入会の促進

(総務労政課労政係)

## 【旭川市高年齢者職業相談室（市民職業相談コーナー）】

【目的】 雇用を取り巻く状況が厳しいことから，旭川公共職業安定所と連携をとりながら，職業や労働に関する相談に応ずる。

【予算額】 3,390 千円

【事業概要】 ・ハローワーク旭川の55歳未満，55歳以上（高年齢者），パートタイマーの求人票を備え，求職の受付。  
 ・職業・労働相談業務

年 度	11	12	13
来 所 者 数	3,035	2,840	2,555
電 話 相 談	768	803	659
計	3,803	3,643	3,214
職 業 相 談 件 数	1,000	984	962
職 業 紹 介 件 数	275	275	240
就 職 数	59	67	57

(単位：件，人)

(総務労政課労政係)

## (2) 勤労者の福祉の向上

中小企業における労働条件の改善や労働福祉の向上に資するため、労働基本調査を実施し、労働事情の把握に努めるとともに、福利厚生事業を実施する「(財)旭川市勤労者共済センター」の育成に努めるほか、勤労者資金貸付事業の実施により勤労者の臨時的な資金需要に対応する。

### 労働基本調査費

【目的】 市内企業の賃金をはじめ諸労働条件等、雇用の実態を把握し、今後の労働条件等の改善及び労働力の需給の安定を図るための資料とする。

【予算額】 270 千円

#### 【事業概要】

調査事項

- ・事業所概要（経営組織，本支店，労働組合，労働協約，就業規則）
- ・労働者の概況（年齢別，性別）
- ・労働時間・休日
- ・賃金・手当（初任給，基本給，定期昇給，諸手当，ベースアップ）
- ・諸制度（社会保険等，退職金制度，定年制度，福利厚生制度）
- ・労働力（採用・退職状況，現在の労働力）
- ・人員過不足の状況
- ・パートタイマーの雇用状況

調査月日 8月1日現在

調査対象 従業員5人以上（常用）の市内事業所（1,000か所）  
業種 建設，製造，卸小売，金融保険，不動産，運輸通信，サービス  
計7業種

報告書作成 労働基本調査報告書

（総務労政課労政係）

### 中小企業福祉事業費補助金

【目的】 市内の中小企業の従業員及び事業主を対象に組織し、会員の共済、福祉の向上のための事業を行う「(財)旭川市勤労者共済センター」へ助成することにより、中小企業勤労者の福利厚生の充実と中小企業の発展を推進する。

【予算額】 32,371 千円

#### 【事業概要】

##### 【(財)旭川市勤労者共済センター】

設立	平成9年12月
事務局	旭川市5条通10丁目 旭川市5条庁舎2F
理事長	小野寺 昭成
加入事業所数	738 事業所（H14.3.31現在）
会員数	6,706 人（H14.3.31現在）
事業概要	



共済給付事業	会員や家族の冠婚葬祭などに対する共済金給付 結婚・出産祝等 11 種類 26 項目
福利厚生事業	・スポーツ・レクリエーション事業 ソフトボール大会，ボウリング大会ほか ・健康増進事業 がん検診，保養施設利用助成ほか ・文化教養事業 各種講座，映画鑑賞券助成ほか ・その他
会報誌発行	「みんなの共済」 年 3 回発行 専門店等割引

年 度	9	10	11	12	13
加入事業所数	627	648	676	712	738
年度末会員数 ( 人 )	6,125	6,277	6,423	6,579	6,706
共済給付件数 ( 件 )	1,229	1,409	1,338	1,609	1,540
共済給付額 (千円)	18,660	19,962	19,010	25,335	23,190

平成 9 年 12 月までは「旭川市勤労者共済会」としての実績

( 総務労政課労政係 )

#### 勤労者資金貸付事業費

【目 的】 市内中小企業に従事する勤労者に教育・一般資金の貸付けを行い，臨時的な資金需要に対応することにより，企業の福利厚生制度を補完する。(住宅資金は償還のみ)

【予 算 額】 189,530 千円

勤労者住宅資金貸付金元利収入	181,865 千円
勤労者教育・一般資金貸付金元利収入	7,683 千円
一般財源	18 千円

#### 【事業概要】

	教育・一般資金
預 託 金 額 (千円)	7,683
融 資 枠 (千円)	9,988
新規貸付金額 (千円)	5,000
貸 付 件 数 ( 件 )	5
回 収 金 額 (千円)	1,648
前年度貸付残 (千円)	4,614

【教育・一般資金】

年度	9	10	11	12	13
貸付件数(件)	11	6	2	3	5
貸付金額(千円)	4,950	2,330	1,000	1,280	3,580

資金名		旭川市勤労者教育・一般資金	
貸付対象		中小企業従業員用	季節労働者用
		1. 市内に居住する勤労者であって、市・道民税を完納している者 2. 申込日現在、その事業所に1年以上継続して勤務している者	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者で、市内に居住し、毎年一定期間(2年で通算12か月以上)同一事業所に勤務し、市・道民税を完納している者
貸付条件	資金用途	教育資金(本人又はその子弟で入学金・授業料等) 一般資金(医療、冠婚葬祭、耐久消費材の購入その他特に必要と認められるもの)	
	貸付限度	100万円	30万円
	貸付利率	教育資金 年1.67%(別途保証料率加算) 一般資金 年1.96%(別途保証料率加算)	
	貸付期間	7年以内	3年以内
	返済方法	元利均等毎月返済	
	保証	「道労信協」による保証(必要に応じ保証人を付する)	
取扱金融機関	北海道労働金庫旭川支店		
申込先	北海道労働金庫旭川支店		
備考	必要書類: 資金申込書, 市・道民税所得証明, 納税証明(市・道民税), 使途内容を証明するもの等		

【旭川市労働大学講座】

【目的】 中小企業に働く労働者の雇用関係の知識・教養を高めることにより、労働条件の改善、労働環境の向上に関する啓発を行う。

【予算額】 686 千円

【事業概要】 中小企業の労使及び一般市民を対象に、今日的な労働講座を3日間開催する。

(総務労政課労政係)

### (3) 人材の確保と育成

高度情報社会の到来など社会経済情勢の変化に対応するため、市内企業が求める優秀な人材の確保や経営者等の能力開発に努めるほか、技能者の能力向上や育成を推進する。

#### 技術者等人材確保推進事業費

【目的】 首都圏等に在住している者で、高度な技術、知識を有するUターン・Iターン希望者に、地元企業の技術者等の人材需要情報を提供することにより、人材の確保を推進する。

【予算額】 1,922 千円

#### 【事業概要】

##### 「Uターン情報コーナー」

設置 平成2年10月1日  
場所 商工部総務労政課及び旭川市東京事務所  
内容 Uターン・Iターン希望者に地元企業の人材需要状況や企業ガイド等の情報を提供

年度	9	10	11	12	13
登録企業(社)	110	74	65	68	68
情報閲覧者(人)	84	57	31	24	41
就職決定者(人)	6	8	4	7	2

#### 企業情報提供(郵送)

Uターン求人情報カード登録企業一覧、企業パンフレットをUターン就職希望者に提供する。

#### 北海道人材誘致推進協議会負担金(予算 150 千円)

支出先 北海道人材誘致推進協議会 会長 山口 博司(北海道副知事)

#### カムバック人材推進奨励金(予算 1,360 千円)

Uターン・Iターン就職希望者の雇用に際し、必要な費用を負担した事業主に奨励金を交付することにより、企業の求める優秀な人材の本市へのUターン・Iターンを促進し、企業の活性化を図る。

#### 奨励金交付対象企業

- ア 市内に住所を有し、事業主が雇用保険の適用を受けていること
- イ 次の者を常用雇用していること
  - ・ 市外に住所を有する事業所に1年以上就職していたもの
  - ・ 市内の住所を有していなかったもの
  - ・ 公共職業安定所、札幌人材銀行人材誘致コーナー、北海道I・J・U情報センター、旭川市Uターン情報コーナー又は市長がそれらに準ずるものと認めた機関の紹介又は情報提供を受けたもの

ウ 市内に住所を有する上記の者に対して、面接旅費，移転費用，就職支度費用等の就職に要した費用を負担していること

奨励金の額〔( )内は企業が中小企業基本法に規定する中小企業者の場合〕

企業がUターン・Iターン就職者に対し就職してから60日後以前に負担した就職費用の2分の1(3分の2)

限度額 就職者に配偶者又は扶養親族がある場合 30万円(40万円)  
 " " ない場合 21万円(28万円)

(総務労政課労政係)

### 旭川能力開発学院運営費補助金

【目的】 中小企業における能力開発体制の確立を図るとともに、管理者及び従業員の能力開発，人材育成を推進するためのセミナーを実施する「中小企業能力開発事業運営委員会」に助成する。

【予算額】 400 千円

#### 【事業概要】

助成先 中小企業能力開発事業運営委員会(旭川市常盤通1丁目 旭川商工会議所内)  
 委員長 山下 弘

事業内容 中小企業の経営者及び従業員を対象とした講座，セミナーの開催

年 度	9	10	11	12	13
講座開催回数	7回	7回	7回	5回	5回
受講延人員(延べ)	100人	396人	405人	264人	233人

(総務労政課労政係)

### 【事業内職業訓練施設運営費補助金】

旭川市中小企業等振興条例及び同条例施行規則に基づき，事業内職業訓練施設運営費の助成金を交付する。

【予算額】 4,562 千円

【対象者】 職業訓練法人 旭川地方職業訓練協会(木工科・建築塗装科)  
 職業訓練法人 旭川左官職業訓練協会(左官タイル施工科)  
 職業訓練法人 旭川建築職業訓練協会(木造建築科)  
 カワムラマイスタースクール運営会(木造建築科)

### [旭川市中堅優秀技能者表彰]

本市の産業発展の中心的役割を担う中堅技能者のうち，優れた技能を有し，後進の指導育成及び業界への貢献など活躍がめざましい者を表彰する。

- 【対象者】 市内企業に雇用されている技能者及び自営業者で、全産業の技能職に就業している者を対象とするが、職業能力開発促進法に基づく技能検定及び職業訓練の職種に係る職業に就業している者を中心として、同一職種に関し、10年以上の実務経験を有し、年齢40才程度までの者とする。

### ものづくり技能者育成支援事業

- 【目的】 高度な技能技術の伝承、技能者の能力開発及び技能尊重の気運づくりを行う業界団体に助成することにより、ものづくりに係る技能者の育成を支援し、もって本市産業の振興に資する。

- 【予算額】 500 千円

#### 【事業概要】

##### ものづくり技能伝承活動推進補助金

業界団体が、希少となった技能技術又は特に高度な技能技術を伝承することを目的にした事業を実施する場合、当該団体に対し支出する。

##### 技能イベント開催補助金

旭川地方技能士会又は技能に関するイベントを開催するために全市的に組織された団体等が、技能を尊重する社会の気運をつくること又は市民の技能に対する理解を深めることを目的にした事業を実施する場合、当該技能士会等に対し支出する。

(総務労政課労政係)



# 商工観光部関係施設





# 1 工芸センター

(1) 所在地 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内

(2) 沿革

昭和9年4月	技術指導機関として、木工、窯業、農産加工を含む旭川市立産業指導所を設置
昭和18年3月	第2次世界大戦のため産業指導所を廃止
昭和23年10月	旭川市共同作業所を設置
昭和30年4月	旭川市共同作業所を廃止し、旭川市木工芸指導所を設置
昭和35年10月	豊岡木工団地に移転、試験棟・木材乾燥室を建設
昭和42年4月	窯業指導所を旭川市木工芸指導所敷地内に建設移転
昭和51年5月	木工芸指導所、窯業指導所を統合し、旭川市工芸指導所と改称
昭和59年3月	旭川家具事業協同組合より工芸センター（管理棟延529.52㎡）の寄付
平成8年4月	現在地に移転
平成9年12月	旭川市工芸センターに改称

本市の主要産業である木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

## (3) 施設の概要

延床面積 1,900.55 ㎡

室名	面積(㎡)	室名	面積(㎡)
技術開発室	203.40	材料試験室	50.05
機械加工室	363.93	製品試験室	55.14
塗装室	55.00	企画開発室	66.30
接着・金工室	70.84	コンピュータ室	67.06
木材乾燥スペース	65.02	会議室	79.46
窯業研究室	192.69	ショールーム	163.61

## (4) 事業内容

情報収集提供（調査分析・情報収集提供・情報企画管理）  
 人材育成（研修会・講習会・技術指導・交流促進）  
 技術開発（省力化・省資源化・付加価値化）  
 製品開発（品種の開発・用途の開発・素材の利活用）  
 試験分析（製品性能・検査分析・品質管理・生産基準）  
 販売促進支援（展示会開催支援・産品等のPR）  
 生活文化創造（国際家具デザインフェア等の開催支援）

(5) 利用状況

(単位：件・人)

年 度		9	10	11	12	13
技 術 指 導		260	199	172	161	250
巡 回 指 導		7	6	19	3	4
実 態 調 査		251	308	0	318	173
研 修 会 ・ 講 習 会	開 催 数	27( 12)	37( 4)	5( 1)	10( 1)	20( 1)
	参加延人員	471(358)	708( 37)	107( 39)	160( 34)	575(110)
機 械 使 用	件 数	130	159	520	517	459
	時 間	433	272	831	739	677
依 頼 業 務		59	36	173	231	225

( )内は、うち窯業関係

(6) 平成14年度事業計画

情報収集提供

ア 業界実態調査

企業の経営指標、原価構成比率、従業員数、製造品目、仕向け先、経営者の意向等を調査して、業界の実態を把握し、情報として提供するとともに当所の事業計画に反映する。

イ 情報提供

各種情報の収集に努め、その提供を通じて関係業界の技術向上、市場拡大、経営の近代化を図る。

- ・工芸ニュースの発行
- ・事業報告書の発行
- ・研究報告書、調査報告書等の作成発行
- ・情報誌の閲覧
- ・ホームページの充実

人材育成

ア 研修会

近代的企業感覚と総合的技術を備えた人材を養成するため、企業の従業員を対象として、技術技能の基礎知識及び応用技術、経営感覚等について実技を中心に研修指導する。

イ 講習会

各種技術のレベルアップを図るため、企業の現状及び将来的課題に即したテーマを取り上げ、当所が取り組んだ試験研究成果を活用した講習とする。

ウ 受入れ研修

企業からの求めに応じて研修生を受入れ、当所の設備機能を活用した人材の育成を図る。

エ 技術指導

企業の求めに応じ、企業実態及び生産現場に即した技術、設備、管理計画等に関し指導を行う。

## 技術開発

企業の近代化を図るために必要な新技術及び在来技術の応用等の研究を行い,これら技術の活用,普及を図る。

- ・ コンピュータの利用技術研究
- ・ ものづくり支援センター機能の充実
- ・ 品質向上に関する調査研究

## 製品開発

将来的社会ニ - ズ及びユ - ザ - 志向,市場実態,業界の現状と課題等をふまえて開発研究を行い,企業の製品開発に資する。

- ・ 高齢者にも優しい生活道具の開発
- ・ 窯業製品の開発
- ・ マーケティングに関する研究

## 試験分析

製品性能のレベルアップを図るため,製品性能の試験分析及び指導を行い,技術の向上と商品開発研究を促進する。

## 販売促進支援

各種展示会の開催を支援することにより,業界の振興はもとより,産地旭川のイメージアップを図る。

- ・ 第 48 回旭川木工祭 M A K R O S (家具)
- ・ A N I C 51 旭川新作展 (家具)
- ・ 2002 旭川クラフト展 (小木工品)
- ・ 旭川家具横浜展

## 生活文化創造

地域の枠を広げ国際的な視点に立ち,デザイン性の高い生活用具等を幅広く提示していくなど啓発・普及の促進を図る。

- ・ 旭川陶芸フェスティバル 2002
- ・ 国際家具デザインフェア支援

## 工芸技術指導費

. 商工業の概要及び主要施策

2. 工 業

(2) 技術基盤

P. 36 に記載

## 2 工業技術センター

(1) 所在地 旭川市工業団地 3 条 2 丁目 1 番 18 号

(2) 沿革 昭和 63 年 7 月 7 日 建設工事着工  
 平成 元年 2 月 16 日 建設工事竣工  
 平成 元年 4 月 14 日 開 所

機械金属及び関連工業の技術の向上を図るために、技術指導、研究開発、情報の提供を行い、産業の振興発展に寄与することを目的に設置。

### (3) 施設の概要

敷地面積		建床面積		延床面積		構 造
14,975.00 m <sup>2</sup>		1,662.47 m <sup>2</sup>		2,651.49 m <sup>2</sup>		鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建
室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	
会 議 室	93.79	36	精 密 測 定 室	70.31	-	
視 聴 覚 室	229.71	150	特 殊 加 工 室	57.62	-	
実 習 試 験 室	175.00	30	情 報 処 理 図 書 室	133.98	-	
顕 微 鏡 室	76.56	-	幼 小 工 具 実 験 室	61.13	-	
機 械 設 計 室	54.12	-	材 料 試 験 室	31.25	-	

駐車場収容台数 80 台

室名は主な部屋のみ掲載

(4) 建設事業費 833,849 千円

事業費内訳 建設工事費 553,990 千円  
 用地取得費 136,137 千円  
 機器購入費 143,722 千円

財源内訳 補助金 60,000 千円  
 日本自転車振興会補助金 104,600 千円  
 市 債 467,400 千円  
 一般財源 142,329 千円  
 その他 59,520 千円

## (5) 事業内容

### 試験・検査及び測定

工業材料の強度試験，非破壊検査，工業計測等の依頼試験の実施

### 技術指導及び新技術の導入促進

技術相談，技術指導の実施と先端技術の普及促進

### 講習会・研修会等の開催

工業技術に関する講習会等の開催

### 技術開発及び共同研究

先端機器による生産加工技術の研究開発  
異業種交流の促進，企業との共同研究

### 技術情報の収集及び提供

工業技術に関する専門図書（雑誌，書籍等）の閲覧  
公開特許情報及び科学技術情報の検索，提供

## (6) 主要機器

材料試験機器	万能材料試験機，ショア硬さ試験機，ブリネル硬さ試験機，ロックウェル硬さ試験機，微小硬さ計，真空高温炉，電気炉，塩水噴霧試験機，走査電子顕微鏡，金属顕微鏡，コンクリート圧縮試験機
非破壊検査機器	超音波探傷機，磁気探傷機，X線探傷機
測定・計測機器	静ひずみ測定器，動ひずみ測定器，温度記録計，デジタル表面温度計，デジタル放射温度計，つりあい試験機，つりあい試験機（ポータブル），電磁膜厚計，高周波膜厚計，超音波厚さ計，電子比重計，デジボル，シンクロスコープ，電子風速計，ペーハーメーター，粗さ測定器，赤外線映像装置，三次元測定器，万能工具顕微鏡，ハイトマチック
CAD・パソコン	CADシステム，パソコン
加工機器	レーザ加工機，旋盤，フライス盤，平面研削盤，シャリングマシン，コーナーシャー，プレスブレーキ，アルゴン溶接機，プラズマ切断機，アーク溶接機，半自動アーク溶接機，ワイヤカット放電加工機，マシニングセンタ
マイコン機器	システムエミュレータ，ロジックアナライザー，デジタルストレージオシロスコープ
その他の機器	産業用マイクロロボット

## (7) 利用状況

### 部屋・機器の使用及び依頼試験等件数

(単位：件)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
部屋及び物品使用件数	69	71	83	95	91	103
機 器 使 用 件 数	422	453	368	455	358	411
試 験 等 依 頼 件 数	5,155	5,732	5,492	5,017	4,143	3,409
特許等情報検索件数	20	37	25	7	1	1
成績書謄本交付件数	10	27	57	10	21	9
合 計	5,676	6,320	6,025	5,584	4,614	3,933

### 技術相談指導件数

(単位：件)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
面接相談指導件数	65	58	72	64	76	63
企業訪問指導等件数	11	22	14	64	15	50
合 計	76	80	86	128	91	113

### 技術講習会等開催件数

(単位：件・人)

年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13
講習会等開催件数	13	13	7	13	16	8
受 講 者 数	414	421	280	613	432	40

## 工業技術センター設備整備費

- 1. 商工業の概要及び主要施策
- 2. 工業 (2) 技術基盤 P.35 に記載

### 3 旭山動物園

(1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼

(2) 沿革  
昭和 39 年 建設地の調査を開始  
昭和 40 年 建設地を東旭川町倉沼に決定，建設事務局を設置  
昭和 41 年 土木工事，給水工事等に着手  
昭和 42 年 第 1 期工事完了  
昭和 42 年 7 月 開園

(3) 総事業費（当初計画 昭和 40 年度～43 年度） 279,948 千円

内 訳	用地買収費	46,423	千円
	工事費	176,874	千円
	設計費	21,477	千円
	動物購入費	16,778	千円
	遊戯施設費	18,396	千円

#### (4) 施設の概要

敷地面積 148,681.84 m<sup>2</sup>

建造物 47 棟 6,333.85 m<sup>2</sup>

内 訳	管理施設	16 棟	1,398.61 m <sup>2</sup>
	動物舎	20 棟	4,140.08 m <sup>2</sup>
	便益施設	11 棟	795.16 m <sup>2</sup>

貸出物品	乳母車	50 台
	車椅子	10 台
	電動式車椅子	6 台

利便施設 売店 3 店

駐車場 無料駐車場 930 台  
有料駐車場 1,500 台（民間 1 回 500 円）

開園期間 夏期 平成 14 年 4 月 28 日（日）～平成 14 年 10 月 20 日（日）  
冬期 平成 14 年 11 月 3 日（日）～平成 15 年 3 月 30 日（日）

開園時間 夏期 午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分（入園は午後 4 時 15 分まで）  
冬期 午前 11 時 ～午後 2 時 （入園は午後 1 時 30 分まで）

休園日 夏期 無休  
冬期 毎週水・木曜日  
及び年末年始（12 月 30 日～1 月 5 日）

飼育動物数 (平成14年4月1日現在)

区分	哺乳類	鳥類	爬虫類	計
種類	50	91	12	153
点数	215	522	46	783

(5) 入園者数

(単位：人)

年度	9	10	11	12	13
有料	136,006	155,799	175,193	232,051	277,412
無料	170,249	196,488	220,024	267,270	298,472
計	306,255	352,287	395,217	499,321	575,884

(6) 平成14年度主要行事予定

動物の骨格標本展(動物資料展示館)  
ワンポイントガイド  
動物ふれあいフォトコンテスト

夏期開園期間中

5月12日～夏期毎週日曜・祝日

4月28日～10月20日募集

11月上旬～通年展覧会

11月上旬表彰式

動物園図書館オープン  
絵本の読み聞かせ(旭川絵本の会)  
「春まつり」・「夜の動物園」抽選会

5月～10月の土・日・月・火曜日開館

5月～3月 第2土曜日

5月6日, 8月18日

動物園裏側探検

6月9日

動物観察会

野鳥5月19日, フクロウ7月13日

サマースクール(小学5・6年生対象)

8月1日～3日

親子動物教室

7月28日, 8月4日, 8月11日, 8月18日

ぬりえ展示会(ファンタジー休憩所展示)

8月1日～8月31日

夜の動物園

8月14～18日(旭川南高万灯, 永山小・中あんどん, 夜の動物ウォッチングホテルのこみち開設, 屋台広場設営)

移入動物の現状展

8月24日～10月20日

第34回児童動物画コンクール

6月1日～8月21日募集

9月下旬から10月上旬展覧会

10月上旬表彰式

わくわくゲーム大会

10月20日

動物読書感想文コンクール

12月1日～1月22日募集

冬の動物園観察会

1月26日, 2月16日, 3月16日

ホッキョクグマ館オープン

9月下旬



## 4 小売市場

(1) 所在地 旭川市大町1条3丁目(みずほショッピングプラザ)

(2) 沿革 昭和53年7月31日 建設工事着工  
 昭和53年12月14日 建設工事竣工  
 昭和53年12月16日 開設

この事業は、農林水産省が昭和52年に新しく企画したモデル事業であり、食料品小売業を中心とした総合的なショッピングセンターを形成して、消費者が安全で快適な買い物ができるように配慮し、また、小売店の集積による商圈の拡大と、地区における商業機能の充実により、経営の近代化を図ることを目的としたものである。

従前から、商店街の改造計画に意欲的であった本市のこの地区が、全国にさきがけて農林水産省から実施地区の指定を受けて事業を実施したものである。

(特色)

公設と民営の小売市場を併設してその相乗効果を図り、消費者サービスのため買物道路、広場、屋上遊具、料理実習室、集会室などを設置した(屋上遊具は老朽化のため、平成8年度撤去)。

また、公設と民営それぞれが協同組合を設立し、共通する各種設備は共同施設として設置し、費用の軽減を図り、ショッピングプラザの全体的な運営については、協議会を設けるなど連帯意識の高揚と強化のなかでその役割を果たそうとしている。

### (3) 施設の概要

施設の種類	事業実施主体	施設の内容
公設小売センター	旭川市	センター建物 延 1,005.88 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造2階 冷却機用配管, その他付属設備 暖房, 防災, 給排水, 衛生設備 消費者サービス施設 事務室, 会議室, 従業員室, 更衣室
消費者利便施設		買物道路, 広場, 自転車置場
地区環境整備施設		街路灯, フラワーポット
地区内広報施設		名称表示及び広報施設
民営小売センター	みずほ商業協同組合	センター建物 延 2,563.40 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造地下1階, 地上2階建 冷却機用配管, その他付属設備 暖房, 給排水, 衛生, 受電設備 共同利用施設
消費者利便施設		駐車場

(4) 店舗数(平成14年4月1日現在)

- ・公設小売センター 5店舗
- ・民営小売センター 8店舗

(5) 事業費 472,190 千円

【公設小売センター】

(単位：千円)

施設の種類	施設の内容	事業費	財源内訳	
			科目	金額
公設小売センター	センター建物	115,719		
消費者利便施設	買物道路, 広場, 自転車置場他	5,613		
地区環境整備施設	街路灯 フラワーポット	475	国庫補助金	39,700
地区内広報施設	名称表示他	129	地方債	86,000
小計		121,936	一般財源	2,396
設計料・什器備品 等及び事務費	-	6,160		
合計		128,096		128,096

【民営小売センター】

(単位：千円)

施設の種類	施設の内容	事業費	財源内訳	
			科目	金額
民営小売センター	センター建物	312,156		
消費者利便施設	駐車場	1,800		
共同利用施設	浄化槽	11,378		
小計		325,334	国庫補助金	93,200
			自己資金	32,228
			融資	205,979
			その他	12,687
設計料・地質調査 料・管理監督料・ 事務費他		18,760		
合計		344,094		344,094

## 5 (財)道北地域旭川地場産業振興センター

(1)所在地 旭川市神楽4条6丁目1番12号

(2)沿革 昭和61年9月16日 建設工事着工  
 昭和62年8月29日 建設工事竣工  
 昭和62年9月23日 開館

道北地域の地場産業の振興・育成を図るため、昭和61年6月に上川支庁管内の市町村、関係団体等が一体となって財団法人を設立し、事業推進の中核施設となる道北地域旭川地場産業振興センターを建設した。

### (3)施設の概要

敷地面積	建床面積	延床面積	構造
9,221.21 m <sup>2</sup>	3,123.30 m <sup>2</sup>	4,293.22 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨屋根架構

室名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	収容人員 (人)
大展示場	1,500.00	1,800	取引斡旋室	56.00	12
会議室	166.11	108	研究開発室(1)	80.96	48
研修室	80.39	48	研究開発室(2)	80.96	24
経営相談室	80.96	22			

### (4)建設事業費

事業費内訳		財源内訳	
建設工事費	1,098,700 千円	補助金(国・道)	400,000 千円
用地取得費	260,810 千円	借入金(高度化資金)	767,400 千円
計	1,359,510 千円	市町村補助金等	192,110 千円
		(うち旭川市分)	(177,110)千円

### (5)事業内容

需要開拓事業  
 新商品開発能力育成事業  
 人材養成事業  
 情報収集対策事業  
 その他

(6) 平成13年度施設利用状況

室名	利用日数(日)	利用率(%)
大展示場	263	75.8
会議室	160	46.1
研修室	194	55.9
取引斡旋室	178	51.3
経営相談室	188	54.2
研究開発室(1)	212	61.1
研究開発室(2)	219	63.1

(7) 展示会の実施状況

(単位:日)

年度	9	10	11	12	13
家具	110	73	8	12	13
物産展	13	23	28	33	26
各種機器	27	35	65	74	49
建材・建具	28	26	19	21	14
自動車	22	18	18	22	25
スポーツ用品	0	4	3	3	3
日用雑貨	3	9	30	24	21
衣料品	21	15	27	13	34
その他	42	57	54	60	91
合計	266	260	252	262	276
年間利用日数	261	253	246	256	263

併用利用があるため、用途別利用日数合計と年間利用日数は異なる。

(8) 平成14年度旭川市補助金

57,600千円

## 6 観光案内所

観光の宣伝，紹介と観光客へのサービス提供を図ることを目的に設置

### 【旭川駅観光案内所】

- (1) 所在地 旭川駅構内  
 (2) 沿革 昭和 27 年 7 月 旧旭川駅構内で業務開始  
 昭和 35 年 1 月 駅改築  
 昭和 54 年 3 月 駅舎内の一部改装により，現在の場所で業務を行う。  
 (3) 規模 面積 6.8 m<sup>2</sup>  
 (4) 設置主体 旭川市  
 (5) 運営主体 (社)旭川観光協会  
 (6) 利用状況

(単位：件)

年度	9	10	11	12	13
利用件数	43,888	55,540	63,623	62,603	62,506

(観光課)

### 【旭川空港観光案内所】

- (1) 所在地 上川郡東神楽町旭川空港ビル内  
 (2) 沿革 昭和 57 年 9 月 開設 (設置主体 上川地方観光連盟)  
 (運営主体 大雪山国立公園観光連盟)  
 平成 5 年 6 月 運営管理を旭川空港ビル(株)に移管  
 平成 11 年 6 月 運営管理を(株)ジェイエイエストレーディングに移管  
 (3) 規模 面積 6 m<sup>2</sup>  
 (4) 設置主体 上川地方観光連盟  
 (5) 運営主体 (株)ジェイエイエストレーディング  
 (6) 利用状況

(単位：件)

年度	9	10	11	12	13
利用件数	4,897	8,259	10,154	9,497	10,206

(観光課)



## 商工業關係條例・規則





# 旭川市中小企業等振興条例（昭和45年1月14日 条例第2号）

改正 昭和49年4月1日 条例第19号  
昭和52年3月30日 条例第14号  
昭和58年12月28日 条例第35号  
昭和60年4月9日 条例第13号  
平成12年3月31日 条例第61号

## （目的）

第1条 この条例は、本市における中小企業が市民生活に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、経営の革新、経営基盤の強化等を促し、また、経営者及び従業員の経済的、社会的地位の向上を図るため必要な助成を行ない、その育成振興を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イ及びウに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものをいう。

(3) 小規模企業者 おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。

## （高度化事業に対する助成）

第3条 市長は、次の各号に掲げる中小企業者等が、当該各号に定める施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(1) 事業協同組合及び事業協同小組合

生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

(2) 企業組合及び協業組合

経営の近代化のための施設

(3) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるもの（以下「商店街振興組合等」という。）

販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設並びに街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設

(4) 中小企業者、事業協同組合及び事業協同小組合

小売商業店舗共同化又は企業合同のための施設

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の5以内（第3号については、100分の25以内）とする。

## （市長が指定する地域の特例）

第4条 市長が指定した地域に中小企業者等その他の者が、市長が定める期間内に工場、店舗、共同施設等で市長が認めた施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の5以内とする。

## （適用除外）

第4条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例(昭和60年旭川市条例第13号)に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については適用しない。

## （中小企業の組織化に対する助成）

第5条 市長は、中小企業者その他の者が、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合又は

商店街振興組合を組織したときは、当該組合に対し、予算の範囲内で市長が別に定める助成金を交付することができる。

(流通の効率化に対する助成)

第5条の2 市長は、地方卸売市場の開設者が当該地方卸売市場の施設又は設備を設置する事業を行った場合で、中小企業者の流通業務の効率化に及ぼす効果が大い認めるときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(商店街の活性化に対する助成)

第5条の3 市長は、商店街振興組合等が、商店街の活性化を推進するため、販売促進、人材育成等の事業を行ったときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(新製品開発に対する助成)

第6条 市長は、中小企業者等の開発する新製品が、他の中小企業者等に及ぼす効果が大いもの、又は地域の特性を生かした付加価値の高いものと認められるときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その研究開発等に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内とする。

(技能者養成に対する助成)

第7条 市長は、中小企業者等が、職業訓練施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の20以内とする。

3 市長は、事業内職業訓練を行なう中小企業者等に対し、予算の範囲内において、その運営費の一部を助成することができる。

(従業員福祉施設に対する助成)

第8条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める福祉施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

(適用除外)

第8条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

(公害防除施設に対する助成)

第9条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める公害防除施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設置に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

第10条から第12条まで 削除

(資金融通の円滑化)

第13条 市長は、中小企業の金融の円滑化と正常化を図るため、次の各号に定める資金について、融資のあっせんを行なうことができる。

- (1) 小規模企業者の健全化促進に資するもの
- (2) 小口融資需要に対する金融円滑に資するもの
- (3) 中小企業者の運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- (4) 中小企業者の組織化及び構造の高度化促進に資するもの
- (5) 中小企業の公害防除施設の設置促進に資するもの
- (6) 新規創業等の促進に資するもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に定める融資のあっせんを行なうため、市長は、毎年度予算の範囲内において、市長の指定する金融機関及び北海道信用保証協会に一定の金額を預託することができる。

3 前2項の定めるもののほか、融資のあっせんに必要な事項は、市長が別に定める。

(地元製品の販路拡大)

第13条の2 市長は、本市内で生産された製品の市内での消費及び市外への販路の拡大を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(経営指導)

- 第14条 市長は、中小企業の経営近代化を図るため、次の各号に掲げる事業の推進に努めなければならない。
- (1) 中小企業の体質改善を図るための企業診断及び事後指導の実施
  - (2) 中小企業構造の高度化促進指導
  - (3) 経営研究団体の育成指導  
(技術指導及び技能者の養成)
- 第15条 市長は、中小企業の技術の向上を図るため、次の各号に掲げる技術指導に努めなければならない。
- (1) 指導機関による試作研究
  - (2) 技術巡回指導の実施
  - (3) 技術者、技能者の養成  
(小規模企業者の育成)
- 第16条 市長は、小規模企業者の経営及び技術の改善を図り、健全な企業に育てるため、企業の実態に即して次の各号に掲げる育成指導に努めなければならない。
- (1) 資金調達力向上のための指導助言
  - (2) 技術水準の改善向上を図る指導
  - (3) 経営管理能力の助長育成
  - (4) 経営構造近代化のための助成
  - (5) その他小規模企業の経営水準向上の指導  
(従業員福祉等に関する施策)
- 第17条 市長は、従業員の福祉向上等を図るため、次の各号に掲げる施策を講じなければならない。
- (1) 中小企業における労使関係の適正化が、労使双方のたゆまぬ努力によって進展するよう必要な援助を行なう。
  - (2) 中小企業における従業員の福祉向上について必要な援助を行なう。
  - (3) 中小企業における労働力の充足のため必要な援助を行なう。
  - (4) 中小企業における労働安全並びに労働衛生意識の高揚を図るために必要な援助を行なう。  
(功労者の表彰)
- 第18条 市長は、中小企業者等及びその従業員その他の者で、次の各号に掲げる事項に関して功績のあったものを表彰することができる。
- (1) 経営管理及び技術の改善向上
  - (2) 地元製品の普及及び販路拡張
  - (3) 新製品の開発
  - (4) 従業員の福祉向上
  - (5) 永年勤続
  - (6) その他中小企業の振興  
(助成等の申請)
- 第19条 この条例に基づく助成等を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。  
(助成等の決定)
- 第20条 市長は、前条の申請書その他の書類を審査のうえ、助成等を行なうことに決定した場合には、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。  
(報告の聴取)
- 第21条 市長は、助成等を受けようとする者又は助成等の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)について必要な報告を求め、又は必要な調査を行なうことができる。  
(助成等の取消し等)
- 第22条 市長は、助成決定者が第20条第2項の条件に違反したとき、その他助成等を行なうことが不適当と認めるときは、当該助成決定者に助成等の取消しを通知し、必要な措置を講ずることができる。  
(審議会の設置)
- 第23条 この条例の適正なる運営を図るため、市長の諮問機関として、旭川市中小企業等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。  
(委任)

第 2 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市中小企業設備合理化促進条例（昭和 3 2 年旭川市条例第 2 0 号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に廃止前の旭川市中小企業設備合理化促進条例の規定に基づき機械等の貸与等を受けていたものは、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年 旭川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「中小企業設備合理化促進審議会委員 日額 1, 3 0 0 円」を

「中小企業等審議会委員 日額 1, 3 0 0 円」に改める。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 14 号）

- 1 この条例は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の旭川市中小企業等振興条例に基づき貸付けを受けた資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 12 月 28 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 9 日条例第 13 号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 61 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 旭川市中小企業等振興条例施行規則（昭和45年2月2日 規則第4号）

改正	昭和46年4月1日	規則第22号	昭和59年2月1日	規則第1号
	昭和47年8月18日	規則第40号	昭和62年6月17日	規則第26号
	昭和48年6月1日	規則第31号	平成5年4月20日	規則第15号
	昭和52年4月1日	規則第9号	平成12年6月8日	規則第102号
	昭和53年5月15日	規則第27号	平成13年3月30日	規則第22号
	昭和55年2月25日	規則第5号	平成13年5月25日	規則第52号
	昭和57年12月1日	規則第57号		

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市中小企業等振興条例(昭和45年旭川市条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象の任意団体）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する小売業，サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものは，商店街が形成されている地域において小売業，サービス業その他の事業を営む者5人以上で構成され，その3分の2以上が中小企業者である団体とする。

（高度化の助成）

第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者等は，主たる事務所を本市内に有し，かつ，その構成員の4分の3以上のものがその事業所を本市内に有しているものとする。

2 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象組合等であって小売商業店舗共同化施設を設置するものは，次の各号の要件を備えているものとする。

(1) 組合が計画を作成する場合にあっては，その共同店舗に占める中小小売商業の売場床面積が全売場床面積の100分の70以上を占めていること。

(2) 組合員以外の中小小売業者が共同して計画を作成する場合にあっては，中小小売業者5人以上のものが共同店舗を設置し，寄合百貨店又はセルフサービス方式による小売商業を営むものであること。

(3) 前号の場合にあって，その共同店舗が会社組織であるときは，当該会社の出資比率に占める中小小売業者の割合が100分の70以上であること。

3 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象法人であって企業合同事業の施設を設置するものは，次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 市長が別に指定する業種に属する中小企業者であり，合併又は共同出資により会社を設立したものであること。

(2) 合併又は共同出資を行う中小企業者の4分の3以上が本市内に事業所を有するものであること。

4 前各項に規定する助成対象施設及びその要件は，別表のとおりとする。

（指定地域の助成）

第3条 条例第4条第1項に規定する市長が指定する地域は，企業立地の適正要因，都市機能の効率性及び市民生活に及ぼす便益等総合的有利性を有し，その地域に中小企業者等その他のものが施設を設置することが企業活動を助長し，企業の育成振興に寄与すると認める地域とする。

2 条例第4条第1項の助成対象施設及びその要件は，別表のとおりとする。

（組織化の助成）

第4条 条例第5条に規定する助成対象組合は，主たる事業所を本市内に有し，かつ，その組合員の4分の3以上のものが，その事務所を本市内に有しているものとする。

2 前項の組織化に対する助成は，1組合に対する助成額と組合員1人当りの助成額に組合員数を乗じて得た額の合算額とする。

（流通効率化の助成）

第4条の2 条例第5条の2に規定する事業の助成対象施設及びその要件は，別表のとおりとする。

2 前項の事業に対する助成金の額は，当該事業に要した費用のうち，市長が認めた額の100分の10以内とする。

（商店街活性化の助成）

第4条の3 条例第5条の3に規定する事業に対する助成金の額は，次の各号に掲げる事業の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 販売促進事業 当該事業に要した費用のうち，市長が認めた額の3分の2以内で，45万円を超えない額

- (2) 人材育成事業 当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内で、50万円を超えない額
- (3) その他市長が特に認める事業 その都度市長が定める額  
(新製品開発の助成)

第5条 条例第6条に規定する助成対象経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 原材料の購入に要した経費
- (2) 機器の購入又は借入れに要した経費
- (3) 設計依頼、試験依頼又は技術指導に要した経費
- (4) 外注による加工に要した経費
- (5) その他特に必要と認める経費  
(職業訓練施設等の助成)

第6条 条例第7条第1項に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

- 2 条例第7条第3項に規定する運営費の助成は、1事業内訓練施設に対する助成額と訓練生1人当りの助成額に訓練生数を乗じて得た額とその他市長が必要と認めた経費との合算額とする。  
(従業員福祉施設の助成)

第7条 条例第8条に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

(公害防除施設の助成)

第8条 条例第9条に規定する助成対象施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) すず，その他粉じんを処理する施設
- (2) 亜硫酸ガス又は無水硫酸を処理する施設
- (3) 汚水処理施設及び除外施設
- (4) 騒音防止施設  
(助成金の算出基準)

第9条 第2条，第3条，第4条の2，第6条第1項，第7条及び第8条までの規定による助成金の交付額は，助成対象施設の固定資産評価額又はこれに準ずる額を基礎として算出するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 第2条から第4条の2まで，第6条第1項，第7条及び第8条の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号)を，第4条の3，第5条及び第6条第2項の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号の2)をそれぞれ次の各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条，第3条，第4条の2，第6条第1項，第7条及び第8条の規定によるものは，当該施設の設置完了後3か月
- (2) 第4条の規定によるものは，当該組合の設立登記完了後3か月
- (3) 第4条の3の規定によるものは，当該事業の完了後1か月
- (4) 第5条の規定によるものは，市長が別に定める日
- (5) 第6条第2項の規定によるものは，当該事業内訓練事業に係る事業年度開始後3か月

- 2 前項第1号に該当する施設の設置が数年にわたる場合において，提出される申請書がその1年度にかかるものであるときは，申請者はその全体計画を明確にした書類を添付しなければならない。

(変更届出)

第11条 助成金の交付を受けようとする者が，前条の規定により提出した申請書の記載内容に変更を生じたときは，直ちにその旨を市長に届出なければならない。

(決定通知)

第12条 市長は，第10条第1項の規定による申請書の提出があったときは，当該申請書の内容を審査し，その結果を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 第2条から第8条までの規定による助成金は，それぞれ次の各号に掲げる事項の確認を行った後交付するものとする。ただし，市長が特に必要と認めるときは，概算払をすることがある。

- (1) 第2条，第3条，第4条の2，第6条第1項，第7条及び第8条の規定によるものは，当該施設の事業開始
- (2) 第4条の規定によるものは，当該組合の設立登記の完了
- (3) 第4条の3の規定によるものは，当該事業の完了
- (4) 第5条の規定によるものは，市長が別に定める事項

- (5) 第6条第2項の規定によるものは、当該事業内訓練の当該年度の事業開始  
(相続等による特例)
- 第14条 市長は、相続、合併、分割、譲渡等の事由により助成金の交付を受ける者に変更を生じたときは、当該事業が継続される場合に限りその承継者に対し助成金を交付することがある。
- 2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、変更を生じた日から15日以内に事業承継届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。  
(報告書の提出)
- 第15条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項及び第7条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該施設の事業開始の日の属する事業年度から助成金の交付を受けた年度の翌年度まで、毎事業年度の事業報告書(様式第4号)を事業年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。
- 2 第4条、第4条の3、第5条、第6条第2項及び第8条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該助成金の交付を受けた日の属する事業年度の事業報告書を当該年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。  
(事業の廃止、縮小及び休業届の提出)
- 第16条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成金の交付を受けた者が、当該施設の事業を廃止し、又は縮小し、若しくは休業した場合は、当該事業の廃止又は縮小若しくは休業の日から10日以内に事業の廃止(縮小、休業)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。  
(重複助成の禁止)
- 第17条 第2条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成のうちそのいずれかによって助成を申請した者は、同一施設についてこの条に定める他の条項による助成を申請することができない。  
(施設の維持管理)
- 第18条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成を受けることとなった者は、その助成対象施設について、助成の主旨にそって善良な管理者の注意をもってその運用管理に努めなければならない。  
(調査等)
- 第19条 市長は、助成対象施設の運用管理その他について必要な調査を行ない、又は報告を求めることがある。
- 第20条から第37条まで 削除  
(利子補給等)
- 第38条 市長は、融資のあっせんに伴い、特に小規模企業の育成助長、公害防除及び設備近代化を促進するため、信用保証料の補給及び貸付金利の補給を行うことがある。  
(損失の補償)
- 第39条 市長は、条例第13条により融資のあっせんを行なった後において、借受者が返済不能となり、損失のあったときは、これを補償することがある。  
(表彰)
- 第40条 条例第18条に規定する表彰は、表彰状をもってこれを行なう。この場合において、併せて記念品を贈ることがある。  
(永年勤続)
- 第41条 条例第18条第5号に規定する永年勤続は、同一事業所又は同一事務に30年以上従事し、又は勤続し、他の模範となる者にこれを行なう。  
(表彰の手続)
- 第42条 表彰は、企業主又は推せん団体の長が推せんした者のうちから、市長がこれを行なう。
- 2 前項の推せんは、推せん書(様式第16号)によるものとする。  
(審議会)
- 第43条 条例第23条の規定に基づき設置する旭川市中小企業等審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は12人とする。
- 2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。  
(会長及び副会長)
- 第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は委員の互選とする。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。  
(招集)

第45条 審議会は、必要のつど会長が招集する。  
(会議)

第46条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。  
(庶務)

第47条 審議会の庶務は、商工部において行なう。  
(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年8月18日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年6月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和52年4月1日規則第9号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年5月15日規則第27号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の旭川市中小企業等振興条例施行規則に基づき貸付を受けた資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和55年2月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年6月17日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月20日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月30日規則第32号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月8日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第22号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。



別 表

対 象 施 設	適 用 範 囲 及 び そ の 要 件
土 地	<p>1 取得の登記完了後、3年以内に施設を設置した場合のみを対象とする。</p> <p>1 助成対象の土地面積は、施設の建築面積（主たる施設が構築物の場合は、設置面積）の3倍以内とする。ただし、製造業の共同施設にあっては、生産に直接関係のある場合は5倍以内とする。</p> <p>3 第2条の場合においては、共同施設以外の施設が同一建物の中にあるときは、その共同施設の使用する部分が総面積の100分の70以上あるものとする。</p> <p>4 第7条に規定する場合は、福祉施設を設置する目的で取得したものである。</p> <p>5 第3条の場合においては、店舗、工場、共同施設等（以下「店舗等」という。）以外の施設が同一建物の中にあるときは、その店舗等の使用する部分が総建築面積の100分の70以上あるものとする。</p>
建 物	<p>1 建物の構造は、防火構造以上の安全性及び耐久性を有するものとする。</p> <p>2 第2条第2項の場合においては、当該店舗の売場面積は200平方メートル以上であること。</p> <p>3 第4条の2第1項の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 卸売場施設</li> <li>(2) 仲卸売場施設</li> <li>(3) 買荷保管所又は積入所施設</li> <li>(4) 倉庫施設</li> <li>(5) 冷蔵車施設</li> <li>(6) その他市長が特に必要と認めた施設</li> </ul> <p>4 第7条の規定による施設は、次のとおりとする。ただし、食堂及び休養室は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 独身寮施設（居室、食堂、浴室、図書室及び休養室等）</li> <li>(2) 小規模体育施設（卓球、バトミントン及びバレーコート等）</li> <li>(3) 事業所内における施設（更衣室、浴室、食堂、講堂、研修室及び休養室等）</li> <li>(4) その他市長が特に必要と認めた施設</li> </ul>
その他の施設	<p>最小必要限度と認める構築物、機械及び装置並びに付帯設備等とする。</p>

# 旭川市工業等振興促進条例（昭和 60 年 4 月 9 日 条例第 13 号）

改正	平成 2 年 4 月 6 日	条例第 10 号
	平成 4 年 3 月 27 日	条例第 12 号
	平成 7 年 3 月 28 日	条例第 16 号
	平成 9 年 3 月 31 日	条例第 23 号
	平成 11 年 7 月 1 日	条例第 37 号
	平成 13 年 3 月 26 日	条例第 20 号
	平成 13 年 7 月 6 日	条例第 47 号

## （目的）

第 1 条 この条例は、本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、試験研究施設及び研修施設（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する者に対し課税免除又は助成の措置を行い、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 事業所 別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- (3) 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- (4) 研修施設 従業者の研修を主たる目的とする施設をいう。
- (5) 固定資産 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産をいう。
- (6) 固定資産税 旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 58 条第 1 項に基づいて本市が課する固定資産税をいう。
- (7) 事業に係る事業所税 旭川市税条例に基づいて本市が課する事業所税のうち、同条例第 139 条第 1 項に規定する事業所税をいう。
- (8) 新增設に係る事業所税 旭川市税条例に基づいて本市が課する事業所税のうち、同条例第 139 条第 2 項に規定する事業所税をいう。
- (9) 都市計画税 旭川市都市計画税条例（昭和 31 年旭川市条例第 27 号）第 2 条第 1 項に基づいて本市が課する都市計画税をいう。
- (10) 固定資産税に係る基準年度 新設し、又は増設した工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）以後最初に固定資産税を課されることとなつた年度をいう
- (11) 事業所税に係る基準年度 操業日の属する事業年度（個人にあつては、その年）の事業に係る事業所税を課されることとなつた年度をいう。

## （課税免除、奨励金の交付等）

第 3 条 市長は、この条例に定めるところにより旭川市税条例の規定にかかわらず固定資産税の課税免除を行い、又は次の各号に掲げる奨励金の交付を行うものとする。

- (1) 工場等設置奨励金
- (2) 土地取得奨励金

2 市長は、前項に定めるもののほか資金のあつせんその他必要な事項について便宜を供することができる。

## （課税免除の対象）

第 4 条 前条第 1 項の固定資産税の課税免除は、工業再配置促進法（昭和 47 年法律第 73 号）第 5 条第 1 項の規定による認定を受けた計画に従つて、規則で定める地域内に当該認定の日から起算して 5 年以内に移転した工場で、当該工業生産設備を構成する固定資産（製造の事業の用に直接供されるものに限る。）の取得価額（旧工場（同法第 2 条第 1 項に規定する移転促進地域内にある工場をいう。以下同じ。）から移転したものについては、移転時の価額）が工業再配置促進法施行令（昭和 47 年政令第 383 号）第 7 条に規定する額を超えるものを新設し、又は増設した者に対して行う。

## （課税免除）

第 5 条 市長は、前条に該当する者が新設し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置又は当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地（前条の認定の日以後に取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土

地を敷地とする工場用の建物の建設に着手し、又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にした場合に限る。) に対して課する固定資産税について課税免除する。ただし、当該工場用の建物の床面積が旧工場用の建物の床面積に 2 を乗じて得た面積を超える場合におけるその超える面積に対応するもの及び当該敷地である土地の面積が旧工場用の敷地である土地の面積に 5 を乗じて得た面積を超える場合におけるその超える面積に対応するものについては、この限りではない。

2 固定資産税の課税免除を行う期間は、固定資産税に係る基準年度以降 3 年間とする。

(奨励金交付の対象)

第 6 条 第 3 条第 1 項第 1 号の工場等設置奨励金の交付は、規則で定める地域内に次の各号の一に該当する工場等で市長の指定を受けたものを新設し、又は増設した者に対して行う。

(1) 工場にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 新設のために投下された固定資産の取得価額が 5,000 万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業者数が 30 人以上(規則で定める者が新設する場合にあつては新たに常時雇用する従業者数が 20 人以上)であるもの

イ 増設のために投下された固定資産の取得価額が 3,000 万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業者数(以前に工場等設置奨励金の交付決定を受けた者が増設する場合にあつては、その交付決定を受けた時点における従業者数に比べて増加する従業者数をい)う。次号イにおいて同じ。)が 3 人以上であり、増設後における常時雇用する従業者数が 20 人以上であるもの

(2) 事業所又は試験研究施設にあつては、次のいずれかに該当するもの

ア 新設のために投下された固定資産の取得価額が 5,000 万円を超え、かつ、新設後における常時雇用する従業者数が 5 人以上(規則で定める者が新設する場合にあつては 2 人以上)であるもの

イ 増設のために投下された固定資産の取得価額が 3,000 万円を超え、かつ、増設に伴い増加する常時雇用する従業者数が事業所にあつては 2 人以上、試験研究施設にあつては 3 人以上であり、増設後における常時雇用する従業者数が試験研究施設にあつては 5 人以上であるもの

(3) 研修施設にあつては、新設又は増設のために投下された固定資産の取得価額が新設にあつては 5,000 万円、増設にあつては 3,000 万円を超え、かつ、新設又は増設後における常時雇用する従業者数が 3 人以上であるもの

2 第 3 条第 1 項第 2 号の土地取得奨励金の交付は、規則で定める地域内に次の各号の一に該当する工場、事業所又は試験研究施設で市長の指定を受けたものを新設し、又は増設した者に対して行う。

(1) 工場にあつては、次のすべてに該当するもの

ア 前項第 1 号に該当する工場であること。

イ 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。

(2) 事業所又は試験研究施設にあつては、次のすべてに該当するもの

ア 前項第 2 号に該当する事業所であること。

イ 敷地面積が 3,000 平方メートル以上であること。

3 前 2 項に規定する市長の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより操業日以後速やかに市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第 7 条 市長は、前条第 1 項に規定する工場等について市長の指定を受けた者に対し、次の各号に掲げる市税の額で、固定資産税に係る基準年度又は事業所税に係る基準年度から 3 年間(第 2 号のうち家屋の新増設に係る事業所税にあつては、当該事業所税が課されることとなつた年度)にそれぞれ課される市税の額に相当する額(増設の場合にあつては、規則で定めるところにより算定した額を控除した額)以内の工場等設置奨励金を交付する。

(1) 工場等の用に供した前条第 1 項各号に規定する固定資産(以下「交付対象固定資産」という。)及び当該固定資産を設置した土地(取得の日の翌日から起算して 2 年以内に工場等の建設に着手したものに限る。第 3 号及び次項において同じ。)に対して課される固定資産税の額 (2) 交付対象固定資産のうちの家屋の新増設に係る事業所税の額及び当該家屋において行われる事業に係る事業所税の額

(3) 交付対象固定資産のうちの家屋及び当該家屋を設置した土地に対して課される都市計画税の額

2 市長は、前条第 2 項に規定する工場、事業所又は試験研究施設について市長の指定を受けた者に対し工場、事業所又は試験研究施設を新設し、又は増設するために取得した土地（工場にあつては、市長が工場の用に供したと認めるものに限る）の取得価額の 100 分の 25 に相当する額以内で 1 億円を限度として土地取得奨励金を交付する。

（課税免除及び奨励金交付の申請）

第 8 条 第 5 条の規定により課税免除を受けようとする者及び前条の規定により奨励金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ市長に申請しなければならない。

（地位の承継）

第 9 条 第 5 条の規定により課税免除を行うべき期間中及び第 7 条の規定により奨励金の交付を行うべき期間中に相続、合併、分割又は事業の譲渡により当該工場等の所有者に変更を生じ、市長にその旨の届出があつた場合には、その事業を承継する者に対し当該措置を行うものとする。

（指定及び決定の取消等）

第 10 条 市長は、工場等について市長の指定を受けた者又は奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該工場等の指定若しくは奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 第 6 条第 1 項及び第 2 項に掲げる工場等に該当しなくなつたとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により奨励金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市税を滞納したとき。

(4) 交付の条件に違反したとき。

(5) 操業日から 5 年以内に操業を休止し、又は廃止したとき（市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）

（報告及び調査）

第 11 条 市長は、工場等について市長の指定を受けた者又は課税免除若しくは奨励金の交付の決定を受けた者に対し、当該工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（適用除外）

第 12 条 この条例は、旭川市中小企業等振興条例（昭和 45 年旭川市条例第 2 号）第 4 条又は第 8 条の規定に基づく助成金を受けた者については、適用しない。

（委任）

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旭川市中小企業等振興条例の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）

第 4 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例（昭和 60 年旭川市条例第 13 号）に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（適用除外）

第 8 条の 2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

3 市長が定める地域において平成 2 年 4 月 1 日以後に操業を開始する工場に対する第 6 条第 1 項第 1 号の規定の適用にあつては、同号ア中「30 人以上（規則で定める者が新設する場合にあつては新たに常時雇用する従業員数が 20 人以上）」とあるのは「10 人以上」と、同号イ中「20 人以上」とあるのは「10 人以上」とする。

附 則（平成 2 年 4 月 6 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 27 日条例第 12 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日条例第 16 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 23 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 7 月 1 日条例第 37 号）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例第 2 条第 2 号の規定は、平成 11 年 2 月 16 日から適用する。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 20 号）

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 7 月 6 日条例第 47 号）

この条例は、交付の日から施行する。

#### 別表

- 1 機械修理業
- 2 総合リース業
- 3 産業用機械器具賃貸業
- 4 事務用機械器具賃貸業
- 5 ソフトウェア業
- 6 情報処理サービス業
- 7 情報提供サービス業
- 8 広告代理業
- 9 デザイン業
- 10 機械設計業
- 11 経営コンサルタント業
- 12 エンジニアリング業
- 13 ディ스플레이業
- 14 産業用設備洗浄業
- 15 非破壊検査業
- 16 その他高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると市長が認める業種

# 旭川市工業等振興促進条例施行規則（昭和 60 年 5 月 15 日 規則第 25 号）

改正	平成 2 年 4 月 6 日	規則第 11 号
	平成 4 年 3 月 31 日	規則第 14 号
	平成 7 年 3 月 30 日	規則第 16 号
	平成 9 年 4 月 1 日	規則第 23 号
	平成 11 年 7 月 1 日	規則第 49 号
	平成 13 年 3 月 30 日	規則第 41 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、旭川市工業等振興促進条例（昭和 60 年旭川市条例第 13 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新設及び増設の範囲）

第 2 条 条例に規定する工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が新たに工場等を設置する場合をいう。

2 条例に規定する工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は当該工場等を増築し、若しくは移転する場合をいう。

（指定地域）

第 3 条 条例第 4 条及び第 6 条第 1 項に規定する規則で定める地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域、工業専用地域及び市長が特に認めた地域とする。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める地域は、工場にあつては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域とし、事業所又は試験研究施設にあつては新事業送出促進法（平成 10 年法律第 152 号）附則第 9 条第 2 号の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和 63 年法律第 32 号）第 7 条第 1 項第 1 号に規定する業務用地とする。

3 条例附則第 3 項に規定する市長が定める地域は、旭川市工業団地各条とする。

（規則で定める者が新設する場合）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 1 号ア及び第 2 号アに規定する規則で定める者とは、市内に 1 年以上住所を有する者（法人であつて、市内に 1 年以上住所を有する者がその資本の 2 分の 1 以上を所有する法人を含む。）とする。

（指定の条件）

第 5 条 市長は、条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により工場等の指定を行う場合において必要と認めるときは、条件を付するものとする。

（指定の申請）

第 6 条 条例第 6 条第 3 項に規定する指定の申請は、指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときはその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

（規則で定めるところにより算定した額）

第 7 条 条例第 7 条第 1 項に規定する規則で定めるところにより算定した額とは、当該工場等が増設されなかった場合に課税されるべきであつた市税の額に相当する額（増設後において引き続き課税されている部分がある場合は、その部分に係る市税の額に相当する額）をいう。

（土地取得奨励金の交付対象面積）

第 8 条 条例第 7 条第 2 項に規定する市長が工場の用に供したと認める土地とは、当該工場の面積に別表の左欄に掲げる製造業の業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積の範囲内の土地とする。

（交付の条件）第 9 条 市長は、条例第 7 条の規定により奨励金を交付する場合において必要と認めるときは、条件を付するものとする。

（課税免除及び奨励金交付の申請）

第 10 条 条例第 8 条に規定する課税免除の申請は、当該課税免除を受けようとする年の 1 月 31 日までに課税免除申請書（様式第 2 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 8 条に規定する奨励金交付の申請は、当該奨励金の交付を受けようとする年度の 5 月 31 日までに奨励金交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出して行わなければならない。

(課税免除及び奨励金交付の決定)

第 11 条 市長は、前条の申請があつたときはその内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付時期)

第 12 条 奨励金の交付時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 工場等設置奨励金 固定資産税に係る基準年度又は事業所税に係る基準年度から 3 年間(家屋の新増設に係る事業所税にあつては、当該事業所税が課されることとなつた年度)にそれぞれ課される各年度の固定資産税及び事業に係る事業所税並びに家屋の新増設に係る事業所税の納期限が属する年度の翌年度

(2) 土地取得奨励金 操業日が属する年度の翌年度

(端数計算)

第 13 条 奨励金を計算するに当たり奨励金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(地位の承継の届出)

第 14 条 条例第 9 条に規定する届出は、地位承継届(様式第 4 号)によつて行わなければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときはその内容を調査し、真正と認めるときは地位承継承認書を交付するものとする。

(操業の休廃止の届出)

第 15 条 課税免除及び奨励金の交付を受けた者は、当該課税免除又は奨励金の交付を最後に受けた日から 5 年以内に、その対象となつた工場等の操業を休止し、又は廃止したときは遅滞なく操業休廃止届(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第 16 条 課税免除を受けた者は、当該工場の操業を開始した日の属する年以降 3 年間の各年(法人にあつては、当該工場の操業を開始した日が属する事業年度の初日から 3 年間の各事業年度)につき、それぞれ、当該決算終了後 3 月以内に事業報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定により工場等について市長の指定を受けた者は、指定を受けた日が属する年以降奨励金交付が終了した日が属する年までの間の各年(法人にあつては、指定を受けた日が属する事業年度から奨励金交付が終了する日の属する事業年度までの間の各事業年度)につき、それぞれ当該決算終了後 3 月以内に事業報告書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 6 日規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月 30 日規則第 16 号)

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 7 月 1 日規則第 49 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の旭川市工業等振興促進条例施行規則第 3 条第 2 項の規定は、平成 11 年 2 月 16 日から適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日規則第 41 号)

1 この規則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、旭川市工業等振興促進条例の一部を改正する条例(平成 13 年旭川市条例第 20 号)による改正前の旭川市工業等振興促進条例の規定による指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

別 表

業種の区分	割合
石油精製業	100分の1,000
<p>パルプ製造業，化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業，石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。），コークス製造業並びにセメント製造業，パルプ及び紙（加工紙を含む。）製造業，化学肥料製造業（アンモニア製造業，尿素製造業及び複合肥料製造業を除く。），無機化学工業製品製造業（無機染料製造業及び塩製造業を除く。），有機化学工業製品製造業（石油化学系基礎製品製造業，合成染料製造業，有機染料製造業，熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。），板ガラス製造業，高炉による製鉄業並びに非鉄金属第一次製錬・精製業</p>	100分の500
<p>化学調味料製造業，砂糖製造業，飲料製造業（清涼飲料製造業及び清酒製造業を除く。），動植物油脂製造業，でんぷん製造業，製材業，造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業，紙製造業，加工紙製造業，繊維板製造業，化学工業（化学肥料製造業（複合肥料製造業を除く。），無機化学工業製品製造業（無機染料製造業を除く。），有機化学工業製品製造業（合成染料製造業，有機染料製造業，熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。），ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬・製剤製造業を除く。）を除く。），石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。），タイヤ・チューブ製造業，窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業，セメント製造業，陶磁器・同関連製品製造業，ほうろく鉄器製造業，七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。），高炉によらない製鉄業，製鋼及び圧延業，熱間圧延業，冷間圧延業，冷間ロール成型形鋼製造業，鋼管製造業，伸鉄業，鍛鋼・鍛工品・鋳鋼製造業，鋳鉄鋳物製造業，非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。），非鉄金属・同合金圧延業，非鉄金属鋳物製造業，建設用金属製品製造業，ボイラー・原動機製造業，農業用機械製造業（農器具製造業を除く。），建設機械・鉱山機械製造業（トラクター製造業を含む。），金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。），繊維機械製造業，特殊産業用機械製造業，一般産業用機械・装置製造業（動力伝導装置製造業を除く。），冷凍機・温湿調整装置製造業，包装機械，荷造機械製造業，発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業（配線器具・配線付属品製造業を除く。），蓄電池製造業，自動車製造業，自動車車体・付随車製造業，鉄道車両製造業，船舶製造・修理業（長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。），船用機関製造業，航空機製造業，航空機用原動機製造業並びに産業用運搬車両製造業</p>	100分の400
その他の製造業	100分の300



## 商工関係付属機関等



# 1 旭川市中小企業等審議会

(1) 設置根拠 旭川市中小企業等振興条例（昭和 45 年 1 月 14 日条例第 2 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 総務労政課総務企画係

(4) 委員名簿

（任期 平成 14 年 3 月 18 日～平成 16 年 3 月 17 日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
商工会議所	高丸 修	旭川商工会議所会頭	
	會田 三和子	旭川商工会議所女性会会長	
商工会	石丸 修	旭川市四商工会連絡協議会会長	
業界	工業	長原 實	旭川家具工業協同組合理事長
	卸売	辻 利郎	旭川卸商連盟副会長
	小売	中山 信義	旭川市商店街振興組合連合会理事長
指導機関	船場 透	中小企業大学校旭川校校長	
金融機関	安藤 徹	旭川信用金庫理事本店長	
学識経験者	前 晉爾	旭川工業高等専門学校校長	
	岩船 幸子	岩船幸子税理士事務所所長	
	森田 裕子	旭川NPO サポートセンター理事長 女性起業地域研究会代表	
労働関係	小黒 修司	連合北海道旭川地区連合会	

## 2 旭川市工芸センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工芸センター設置条例（昭和30年4月1日条例第25号）

(2) 構成 委員定数 11人（委員長1人，副委員長1人）

(3) 庶務所管 旭川市工芸センター

(4) 委員名簿

（任期 平成13年12月1日～平成15年11月30日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
業界代表	渡辺 直行	旭川家具工業協同組合理事	
	桑原 義彦	旭川家具工業協同組合副理事長	委員長
	三浦 邦昭	旭川建具事業協同組合理事長	
	多村 佳志子	北海道イデアコデザイン協会道北支部長	
	佐々木 邦雄	旭川クラフト普及協会会長	
	千尋 悠子	旭川陶芸協会会長	
学識経験者	柳谷 宏	旭川商工会議所専務理事	副委員長
	米田 昌世	北海道立林産試験場射撃技術部主任研究員	
	小林 謙	北海道東海大学芸術工学部教授	
	今野 廣	国立旭川工業高等専門学校教授	
	富所 慶子	北海道建築士会旭川支部女性部会副部長	

### 3 旭川市工業技術センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工業技術センター条例（平成元年 4 月 7 日条例第 17 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 旭川市工業技術センター

(4) 委員名簿

（任期平成 12 年 6 月 29 日～平成 14 年 6 月 28 日）

区分	氏名	所属・役職名	
機械金属工業等関係者	田島喜幸	旭川機械金属工業振興会会長	
	表豊	旭川総合鉄工団地協同組合副理事長	会長
	森本茂廣	旭川鉄工組合組合長	
	宮崎孝次	旭川工業団地協議会会長	
	尾山敏之	旭川鉄工青年会相談役	
	河野康則	日本溶接協会北海道旭川支部副支部長	
	檜山正人	北海道機械工業会旭川支部支部長	
学識経験者	串橋佐吉	旭川商工会議所理事事務局長	
	秋山俊彦	旭川工業高等専門学校教授	副会長
	小川博	北海道東海大学助教授	
	大原禎子	旭川大学高等学校教諭	
	川邊淳子	北海道教育大学旭川校助教授	



# 統計資料







## 4 . 工業統計

### ( 1 ) 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等	
	総数	前年比	総数	前年比	総数	前年比
	事業所	%	人	%	万円	%
6 1 (1986)	722	101.5	15,351	103.2	24,796,513	100.2
6 2 (1987)	704	97.5	15,302	99.7	24,560,110	99.0
6 3 (1988)	725	103.0	15,414	100.7	25,921,321	105.5
元 (1989)	721	99.4	16,018	103.9	28,124,652	108.5
2 (1990)	741	102.8	16,954	105.8	28,689,784	102.0
3 (1991)	788	106.3	18,038	106.4	29,613,225	103.2
4 (1992)	748	94.9	18,084	100.3	29,717,369	100.4
5 (1993)	772	103.2	17,587	97.3	28,924,807	97.3
6 (1994)	792	102.6	17,642	100.3	29,746,998	102.8
7 (1995)	787	99.4	17,529	99.4	29,499,347	99.2
8 (1996)	728	92.5	16,667	95.1	29,642,331	100.5
9 (1997)	709	97.4	16,324	97.9	28,320,592	95.5
10 (1998)	712	100.4	15,662	95.9	26,574,295	93.8
11 (1999)	661	92.8	14,535	92.8	25,320,186	95.3
12 (2000)	639	96.7	13,720	94.4	24,536,355	96.9

資料；工業統計調査

( 2 ) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

	7		8		9	
	1995	構成比	1996	構成比	1997	構成比
総 数	787	100.0	728	100.0	709	100.0
食 料 品	145	18.4	134	18.5	128	18.1
飲料・たばこ・飼料	9	1.1	9	1.2	6	0.8
織 維 工 業	1	0.1	1	0.1	2	0.3
衣服・その他の繊維製品	56	7.1	50	6.9	47	6.6
木 材 ・ 木 製 品	78	9.9	74	10.2	72	10.2
家 具 ・ 装 備 品	102	13.0	89	12.2	87	12.3
パルプ・紙・紙加工品	16	2.0	17	2.3	17	2.4
出版・印刷・同関連産業	91	11.6	90	12.4	84	11.8
化 学 工 業	3	0.4	3	0.4	3	0.4
石油製品・石炭製品	1	0.1	1	0.1	1	0.1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	16	2.0	17	2.3	17	2.4
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	1	0.1	2	0.3	2	0.3
窯 業 ・ 土 石 製 品	36	4.6	33	4.5	34	4.8
鉄 鋼 業	9	1.1	9	1.2	7	1.0
非 鉄 金 属	1	0.1	1	0.1	1	0.1
金 属 製 品	115	14.6	102	14.1	102	14.4
一 般 機 械 器 具	52	6.6	48	6.6	48	6.8
電 気 機 械 器 具	13	1.7	13	1.8	13	1.8
輸 送 用 機 械 器 具	5	0.6	5	0.7	4	0.6
精 密 機 械 器 具	3	0.4	2	0.3	2	0.3
そ の 他	34	4.3	28	3.8	32	4.5

資料；工業統計調査

( 単位 ; 事業所 ・ % )

10		11		12				
1998	構成比	1999	構成比	2000	構成比	シェア	全道	構成比
712	100.0	661	100.0	639	100.0	7.2	8,817	100.0
132	18.5	124	18.8	120	18.8	4.6	2,635	29.9
7	1.0	7	1.1	9	1.4	4.7	191	2.2
2	0.3	2	0.3	2	0.3	5.1	39	0.4
45	6.3	39	5.9	39	6.1	13.4	291	3.3
70	9.8	62	9.4	59	9.2	8.5	691	7.8
83	11.7	78	11.8	69	10.8	12.9	533	6.0
16	2.2	17	2.6	16	2.5	11.1	144	1.6
88	12.4	83	12.6	77	12.1	9.2	834	9.5
3	0.4	3	0.5	6	0.9	5.3	113	1.3
1	0.1	1	0.2	1	0.2	1.6	64	0.7
18	2.5	14	2.1	15	2.3	6.5	230	2.6
-	-	-	-	-	-	-	32	0.4
2	0.3	2	0.3	1	0.2	4.5	22	0.2
31	4.4	26	3.9	28	4.4	3.9	724	8.2
7	1.0	6	0.9	6	0.9	7.2	83	0.9
1	0.1	1	0.2	1	0.2	5.3	19	0.2
102	14.3	104	15.7	99	15.5	9.9	998	11.3
52	7.3	47	7.1	43	6.7	8.8	490	5.6
12	1.7	10	1.5	12	1.9	6.2	193	2.2
4	0.6	3	0.5	4	0.6	2.3	176	2.0
2	0.3	2	0.3	2	0.3	5.0	40	0.5
34	4.8	30	4.5	30	4.7	10.9	275	3.1

( 2 ) 産業分類別の推移

【 従業者数 】

	7		8		9	
	1995	構成比	1996	構成比	1997	構成比
総 数	17,529	100.0	16,667	100.0	16,324	100.0
食 料 品	4,613	26.3	4,386	26.3	4,255	26.1
飲料・たばこ・飼料	382	2.2	355	2.1	289	1.8
織 維 工 業	x	x	x	x	x	x
衣服・その他の繊維製品	1,126	6.4	1,018	6.1	1,027	6.3
木 材 ・ 木 製 品	1,627	9.3	1,564	9.4	1,484	9.1
家 具 ・ 装 備 品	2,033	11.6	1,831	11.0	1,839	11.3
パルプ・紙・紙加工品	879	5.0	893	5.4	831	5.1
出版・印刷・同関連産業	1,784	10.2	1,856	11.1	1,783	10.9
化 学 工 業	144	0.8	146	0.9	148	0.9
石油製品・石炭製品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	310	1.8	284	1.7	265	1.6
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	x	x	x	x	x	x
窯 業 ・ 土 石 製 品	507	2.9	441	2.6	463	2.8
鉄 鋼 業	101	0.6	103	0.6	88	0.5
非 鉄 金 属	x	x	x	x	x	x
金 属 製 品	1543	8.8	1485	8.9	1506	9.2
一 般 機 械 器 具	823	4.7	793	4.8	755	4.6
電 気 機 械 器 具	1,231	7.0	1,127	6.7	1,161	7.1
輸 送 用 機 械 器 具	127	0.7	121	0.7	116	0.7
精 密 機 械 器 具	13	0.1	x	x	x	x
そ の 他	256	1.5	216	1.3	257	1.6

資料；工業統計調査

(単位;人・%)

10		11		12				
1998	構成比	1999	構成比	2000	構成比	シェア	全道	構成比
15,662	100.0	14,535	100.0	13,720	100.0	6.3	218,133	100.0
4,333	27.7	3,976	27.4	3,830	27.9	4.5	84,982	39.0
285	1.8	279	1.9	302	2.2	6.4	4,690	2.2
x	x	x	x	x	x	x	538	0.2
996	6.4	870	6.0	870	6.3	14.7	5,928	2.7
1,225	7.8	1,127	7.8	999	7.3	7.6	13,172	6.0
1,673	10.7	1,629	11.2	1,369	10.0	20.3	6,731	3.1
796	5.1	728	5.0	594	4.3	7.3	8,170	3.7
1,695	10.8	1,635	11.2	1,561	11.4	9.7	16,093	7.4
144	0.9	118	0.8	180	1.3	4.8	3,759	1.7
x	x	x	x	x	x	x	1,192	0.5
283	1.8	163	1.1	185	1.3	3.6	5,145	2.4
-	-	-	-	-	-	-	1,410	0.6
x	x	x	x	x	x	x	573	0.3
453	2.9	437	3.0	440	3.2	3.9	11,229	5.1
88	0.6	68	0.5	70	0.5	1.4	4,843	2.2
x	x	x	x	x	x	x	581	0.3
1417	9.0	1,371	9.4	1,260	9.2	7.8	16,078	7.4
758	4.8	730	5.0	677	4.9	8.1	8,356	3.8
1,135	7.2	1,044	7.2	1,025	7.5	6.6	15,525	7.1
113	0.7	63	0.4	65	0.5	1.1	5,943	2.7
x	x	x	x	x	x	x	766	0.4
242	1.5	240	1.7	237	1.7	9.8	2,429	1.1

## ( 2 ) 産業分類別の推移

【 製造品出荷額等 】

	7		8		9	
	1995	構成比	1996	構成比	1997	構成比
総 数	29,499,347	100.0	29,642,331	100.0	28,320,592	100.0
食 料 品	7,079,954	24.0	6,944,162	23.4	6,327,349	22.3
飲料・たばこ・飼料	1,484,185	5.0	1,417,601	4.8	1,047,132	3.7
織 維 工 業	x	x	x	x	x	x
衣服・その他の繊維製品	607,696	2.1	546,777	1.8	623,187	2.2
木 材 ・ 木 製 品	2,457,564	8.3	2,438,475	8.2	2,182,234	7.7
家 具 ・ 装 備 品	2,227,609	7.6	2,024,420	6.8	2,127,701	7.5
パルプ・紙・紙加工品	4,048,210	13.7	4,504,219	15.2	4,147,740	14.6
出版・印刷・同関連産業	3,149,529	10.7	3,251,665	11.0	3,338,385	11.8
化 学 工 業	335,202	1.1	336,321	1.1	346,513	1.2
石油製品・石炭製品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	411,023	1.4	367,693	1.2	372,405	1.3
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	x	x	x	x	x	x
窯 業 ・ 土 石 製 品	1,003,224	3.4	1,046,694	3.5	1,000,087	3.5
鉄 鋼 業	91,396	0.3	131,617	0.4	123,837	0.4
非 鉄 金 属	x	x	x	x	x	x
金 属 製 品	2,363,778	8.0	2,419,729	8.2	2,471,886	8.7
一 般 機 械 器 具	1,640,808	5.6	1,501,880	5.1	1,434,817	5.1
電 気 機 械 器 具	2,064,645	7.0	2,164,337	7.3	2,191,816	7.7
輸 送 用 機 械 器 具	157,698	0.5	153,108	0.5	148,503	0.5
精 密 機 械 器 具	13,385	0.1	x	x	x	x
そ の 他	301,832	1.0	312,492	1.1	356,259	1.3

資料；工業統計調査

(単位;万円・%)

10		11		12				
1998	構成比	1999	構成比	2000	構成比	シェア	全道	構成比
26,574,295	100.0	25,320,186	100.0	24,536,355	100.0	4.1	591,717,271	100.0
6,160,738	23.2	5,985,809	23.6	5,605,617	22.8	3.0	186,984,938	31.6
1,106,271	4.2	1,138,940	4.5	1,121,469	4.6	2.9	39,312,195	6.6
x	x	x	x	x	x	x	632,514	0.1
627,428	2.4	604,826	2.4	468,269	1.9	12.8	3,646,336	0.6
1,753,564	6.6	1,582,792	6.3	1,443,718	5.9	6.5	22,098,213	3.7
1,774,746	6.7	1,719,587	6.8	1,512,567	6.2	20.1	7,521,101	1.3
3,423,632	12.9	3,185,231	12.6	3,048,686	12.4	6.3	48,095,085	8.1
3,175,338	11.9	3,028,366	12.0	2,875,539	11.7	10.0	28,896,663	4.9
362,872	1.4	368,587	1.5	390,740	1.6	2.7	14,286,565	2.4
x	x	x	x	x	x	x	47,894,195	8.1
392,346	1.5	292,316	1.2	377,514	1.5	4.0	9,324,769	1.6
-	-	-	-	-	-	-	1,622,866	0.3
x	x	x	x	x	x	x	858,103	0.1
882,972	3.3	754,350	3.0	868,746	3.5	3.0	28,970,197	4.9
95,866	0.4	82,996	0.3	87,820	0.4	0.4	21,070,439	3.6
x	x	x	x	x	x	x	1,111,422	0.2
2,185,994	8.2	2,205,313	8.7	1,967,837	8.0	5.9	33,251,655	5.6
1,397,597	5.3	1,310,085	5.2	1,409,764	5.7	9.6	14,683,950	2.5
2,719,516	10.2	2,578,208	10.2	2,894,897	11.8	6.5	44,236,536	7.5
114,901	0.4	89,761	0.4	89,590	0.4	0.3	32,165,494	5.4
x	x	x	x	x	x	x	948,422	0.2
326,412	1.2	312,842	1.2	292,937	1.2	7.1	4,105,613	0.7





## 6. 観光入込客数

【日帰・宿泊別，道外・道内別】

(単位：人・%)

内 訳	総 数	日帰・通過	宿泊客	道外客	道内客
9(1997)	3,903,300	3,451,900	451,400	1,560,800	2,342,500
構成比		88.4	11.6	40.0	60.0
前年比	103.7	104.9	95.7	103.7	103.7
10(1998)	4,015,900	3,556,300	459,600	1,604,900	2,411,000
構成比		88.6	11.4	40.0	60.0
前年比	102.9	103	101.8	102.8	102.9
11(1999)	3,888,800	3,412,000	476,800	1,554,800	2,334,000
構成比		87.7	12.3	40.0	60.0
前年比	96.8	95.9	103.7	96.9	96.8
12(2000)	3,774,700	3,283,600	491,100	1,509,900	2,264,800
構成比		87.0	13.0	40.0	60.0
前年比	97.1	96.2	103.0	97.1	97.0
13(2001)	3,676,200	3,202,000	474,200	1,470,300	2,205,900
構成比		87.1	12.9	40.0	60.0
前年比	97.4	97.5	96.6	97.4	97.4

【季節別】

(単位：人・%)

内 訳	総 数	春 季	夏 季	秋 季	冬 季
		4~5 月	6~9 月	10~11月	12~3 月
9(1997)	3,903,300	423,400	2,129,300	638,600	712,000
構成比		10.8	54.6	16.4	18.2
前年比	103.7	108.0	101.3	107.5	105.2
10(1998)	4,015,900	437,300	2,174,900	637,100	766,600
構成比		10.9	54.2	15.8	19.1
前年比	102.9	103.3	102.1	99.8	107.7
11(1999)	3,888,800	420,300	2,127,000	687,600	653,900
構成比		10.8	54.7	17.7	16.8
前年比	96.8	96.1	97.8	107.9	85.3
12(2000)	3,774,700	359,100	2,126,900	590,300	698,400
構成比		9.5	56.4	15.6	18.5
前年比	97.1	85.4	100.0	85.8	106.8
13(2001)	3,676,200	352,300	2,116,800	513,200	693,900
構成比		9.6	57.5	14.0	18.9
前年比	97.4	98.1	99.5	86.9	99.4

# 商工関係団体



## 商工指導機関関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
北海道中小企業団体中央会上川支部	常盤通1丁目 道北経済センター内	支部長 岩井晋一	22-5601
北海道上川管内商工会連合会	6条通8丁目 協栄生命ビル5F	会長 藤守光治	23-2670
中小企業大学校旭川校	緑が丘東3条2丁目2番1号	校長 船場透	65-1200
旭川商工会議所	常盤通1丁目	会頭 高丸修	22-8411 22-2600
旭川北商工会	東鷹栖4条3丁目	会長 石丸修	57-2410 57-8737
永山商工会	永山2条19丁目	会長 中村彰利	48-1651 47-6829
旭川東商工会	東旭川北1条6丁目	会長 円山宏一	36-1042 36-1092
旭川南商工会	神楽4条4丁目	会長 岡田佑一	61-3661 61-3663
旭川市四商工会連絡協議会	東鷹栖4条3丁目 旭川北商工会内	会長 石丸修	57-2410 57-8737

## 商業関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
(社)旭川物産協会	6条通10丁目旭川市第3庁舎 旭川市商工観光部商業課内	会長 工藤善美	26-4200 25-2678
パイあさひかわ運動推進協議会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤善美	22-8411 22-2600
旭川市商店街振興組合連合会	4条通7丁目 4・7ビル2F	理事長 北口正一	23-7404 23-7405
旭川平和通買物公園企画委員会	4条通7丁目 4・7ビル2F	委員長 大西勝一	26-0815 26-0821
銀座仲見世通り運営委員会	3条通15丁目 銀ビル内	委員長 宮口幸治	23-1210 23-1210
旭川卸商連盟	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤善美	22-8411 22-2600
(財)道北地域 旭川地場産業振興センター	神楽4条6丁目	理事長 菅原功一	61-2283 62-1903
まちづくりあさひかわ推進協議会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤善美	22-8411 22-2600

## 商店街振興組合関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川平和通商店街振興組合	4条通7丁目 4・7ビル2F	理事長 桂川守	26-0815 26-0821
旭川平和通三和商店街振興組合	7条通8丁目 深田薬局内	理事長 深田篤廣	23-0452 23-0452

旭川銀座商店街振興組合	3条通15丁目 銀ビル内	理事長 林 喜代次	23 - 1210 23 - 1210
旭川みずほ通商店街振興組合	大町1条3丁目 ホクトメガネ内	理事長 大川 勝人	53 - 8888 53 - 8888
緑橋ビル商店街振興組合	3条通8丁目 緑橋ビル商店街(振)事務所	理事長 菅田 正幸	23 - 4741 23 - 4742
17丁目オール商店街振興組合	3条通17丁目 17丁目オール商店街(振)事務所	理事長 松田 正二	23 - 7551 22 - 6164
大学通商店街振興組合	旭町1条9丁目 はたサイクル商会内	理事長 秦 忠司	51 - 3852 51 - 3852
大町住吉商店街振興組合	大町2条9丁目 (有)北海部品内	理事長 川上 邦義	52 - 0425 51 - 5262
豊岡商店街振興組合	豊岡4条2丁目 ハセ トケイメガネ店内	理事長 中村 和宏	31 - 1024 33 - 0873

## 工業関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
(株)旭川産業高度化センター	緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	代表取締役社長 藪 隆	68 - 2820
(財)旭川生活文化産業振興協会	緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	理事長 小檜山 亨	65 - 7800
旭川リサーチパーク 企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 下 館 繁 良	25 - 7047
地域振興整備公団 旭川産業高度機能開発所	札幌市北区北7条西1丁目 NSS ニューステージ札幌 12F	所長 山 浦 義 明	011 - 747-7719
旭川市企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 高 丸 修	25 - 7047
旭川工業団地開発(株)	工業団地3条1丁目2番15号 旭川工業団地センター内	代表取締役社長 中村 忠雄	36 - 5020
協同組合ウッドシティ旭川	工業団地1条1丁目3番23号	理事長 小林 正吾	36 - 4343
旭川家具工業協同組合	永山2条10丁目1番35号	理事長 長原 實	48 - 4135
旭川建具事業協同組合	永山7条1丁目4番17号	理事長 三 浦 邦 昭	22 - 2566
旭川クラフト普及協会	豊岡13条5丁目 (株)ドリミーパ-ソ内	会長 佐々木 邦雄	35 - 7788
旭川工芸デザイン協会	旭岡2丁目 染あとりえ草創内	会長 早見 賢二	52 - 9945
旭川広告デザイン協議会	4条西7丁目 (株)ウエイブ内	会長 伊藤 友一	22 - 6226
旭川デザイン協議会	宮下通11丁目	会長 渋谷 邦男	23 - 3000
旭川陶芸協会	旭岡2丁目	会長 千 尋 悠 子	53 - 7413 53 - 7413
旭川やきもの協会	高砂台6丁目(ABO案内) 阿部清志	会長 速水 登稔	62 - 4851 62 - 4851
旭川機械金属工業振興会	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	会長 田 島 喜 幸	36 - 3111 36 - 4461

旭川鉄工組合	工業団地3条2丁目1-18 旭川市工業技術センター内	組合長 森本茂廣	36-4936 36-5382
旭川総合鉄工団地協同組合	永山町6丁目	理事長 表豊	48-2922
旭川工業団地協同組合	工業団地3条1丁目2番1号	理事長 宮崎孝次	36-4955
旭川地区産業振興連絡会議	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部産業振興課内	会長 菅原功一	25-7047

## 観光関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
大雪山国立公園観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原功一	25-7168
道北観光開発会議	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原功一	25-7168
大雪・十勝広域観光開発推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 菅原功一	25-7168
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	会長 稲村健藏	46-5277
(社)旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内	会長 稲村健藏	23-0090
旭川コンベンションビューロー	6条通10丁目 旭川市第三庁舎1F	会長 稲村健藏	25-5133
あさひかわ観光誘致宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部観光課内	会長 稲村健藏	25-7168

## 技能・労働関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川市技能者養成懇話会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市商工観光部総務労政課内	会長 横幕誉	25-7152 26-7093
(財)旭川市勤労者共済センター	5条通10丁目 旭川市五条庁舎2F	理事長 小野寺昭成	23-9997 29-3577
上川地域雇用開発会議	春光町10番58号 旭川公共職業安定所内	会長 中村忠雄	51-0176 51-4594
(社)旭川市シルバー人材センター	大町3条3丁目	理事長 赤塚勉	51-1600 55-2537
旭川公共職業安定所	春光町10番58号	所長 竹本勉	51-0176 51-4594
旭川労働基準監督署	大町3条4丁目	署長 小川知整	51-6101 54-8399
旭川職業能力開発促進センター	永山8条20丁目	所長 煙山定弘	48-2412 48-4276
道立旭川高等技術専門学院	緑が丘東3条2丁目	学院長 田中誠	65-6667 65-5565
(職)旭川地方職業訓練協会	東光6条4丁目	会長 横幕誉	31-6181 31-6182
(職)旭川建築職業訓練協会	永山9条1丁目 旭川建築総合センター内	会長 佐藤繁男	26-1403 26-8823

(職)旭川左官職業訓練協会	花咲町1丁目	会長 福田修二	53-2300 53-2306
北海道旭川地方技能士会	永山6条19丁目 上川支庁商工労働観光課内	会長 北川重雄	46-5278 46-5279
連合北海道旭川地区連合会	4条西6丁目 道北労福センター内	会長 小黒修司	29-3705 25-0797

## 金融関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
国民生活金融公庫旭川支店	4条通9丁目 朝日生命ビル内	竹内濃青	23-5241
中小企業金融公庫旭川支店	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	大西真一	24-4161
商工組合中央金庫旭川支店	5条通9丁目	斉藤栄司	26-2181
日本銀行旭川事務所	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	安達喜一	23-3181
北海道信用保証協会旭川支所	7条通13丁目	伊藤洋助	24-1441
(社)旭川銀行協会	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	中野友夫	26-4628

平成14年度 商工施策の概要

平成14年7月発行

編集・発行 旭川市商工観光部

〒070-0036

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

TEL 0166-25-7152